

令和2年度 自治会長と市長とのまちづくりフリートーク（書面実施）

地区別要望等件数一覧

分野	地区														計	割合 (%)	
	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎	玉川	南毛利	南毛利南	相川	緑ヶ丘			森の里
防災関連	2	3	2	2			1	1			1	2	2	1	2	19	21.1%
道路・交通関連			2	1	1		2	3		2		2		1	2	16	17.8%
環境関連			2	1	1		2	3	1					1	1	12	13.3%
公共施設整備	4			1	1	1		1				2	1			11	12.2%
公園整備関連									1			1			5	7	7.8%
防犯関連					1			1	1		1	1	1			6	6.7%
自治会活動関連			2		1			1			1					5	5.6%
まちづくり関連	1			1				1	1			1				5	5.6%
福祉・医療・健康								1	1			0	1			3	3.3%
河川整備関連							1		1							2	2.2%
商工業・観光			1													1	1.1%
子育て												1				1	1.1%
学校教育															1	1	1.1%
その他									1							1	1.1%
生涯学習																0	0.0%
合 計	7	3	9	6	5	1	6	12	7	2	3	10	5	3	11	90	100%

意見1 厚木北児童館の複合的使用による地域活性化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 厚木北地区自治会連絡協議会</p> <p>■近年、大規模災害が頻発していることから、機会ごとに「自助・公助・共助」の必要性の周知徹底を図っているが、災害時には、日頃から地域での交流による連帯強化が重要である。その実現のためには、身近で気軽に利用できる場が必要であり、現在、計画中の厚木北児童館に老人憩の家の機能を持たせた複合施設として、子どもから高齢者まで全ての世代が常時利用できる施設として整備をしてもらいたい。</p> <p>また、隣接する厚木小学校放課後児童クラブは、利用者が非常に多く、施設が手狭になっているため、当児童館を複合的に利用できるよう整備をしてもらいたい。</p> <p>さらに、当地域は、浸水想定地域であり、災害時には、隣接する指定避難場所の厚木小学校においては、2階以上への避難となり、多くの受入れは困難である。そのため、児童館への避難も想定され、浸水対策として、嵩上げて建築すると伺っているが、分散避難を実施するためにも児童館が十分安全な避難場所となるよう整備をお願いしたい。</p> <p>複合施設としての整備は、基本方針がなく困難との回答があったが、当地区には、高齢者が気軽に集える老人憩の家が設置されていなく、寿荘等公共施設はあるが、地域が優先的に使用できる施設ではないため、改めて要望する。</p>	<p>■老人憩の家については地域コミュニティの拠点施設でありませんが、他地区と比べ厚木北地区においては、老人憩の家の機能を代用する全市的な公共施設や類似施設等が配置されているため、建設は難しいものと認識しています。</p> <p>公共施設については、「厚木市公共施設最適化基本計画」に沿った整備を進めていきます。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【福祉部】 介護福祉課
	<p>■厚木北児童館については、児童館単独館で計画していますが、幅広い年齢層が利用できるよう段差等のないユニバーサルデザインを取り入れ、安心・安全で快適に利用できる施設整備を進めていきます。</p> <p>また、児童館指導員が子どもたちを見守りやすい平屋建てで計画していますが、浸水被害の想定区域であることを踏まえ、建設の際には建物の基礎を高くするなどの対策を講じていきます。</p> <p>厚木放課後児童クラブは、定員160人規模の施設ですが、10月1日現在、入所者は100人となりますので、利用者に対して、十分な広さが確保されているものと認識しています。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【こども未来部】 子ども育成課、 青少年課	

意見2 厚木看護専門学校前グラウンドの地域開放による地域活性化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 松枝自治会</p> <p>■コロナ禍での在宅生活の長期化により、ストレスを感じている地域住民も多いと思う。当地域には、身近で気軽に利用できる広場がない。</p> <p>松枝2-4の土地は県が管理する土地で、最近、木が伐採されるなどの動きがあったが、通常の維持管理であるのか整備するのかなど、今後の活用の仕方や方向性が地域に伝わってこない。</p> <p>市の土地から利用できる、県の土地だから利用できないではなく、もっと互いに融通していけば、負担も少なくなるのではないかと。市や県など行政単位に縛られず公共施設もシェアし活用することで、地域の子どもから高齢者まで全ての世代が集い交流できる拠点として、地域住民も利用できるよう仕組みを作ってもらいたい。</p>	<p>■当該地の地域開放については、これまでも所有者である県に対して要望してきました。</p> <p>県からの回答としては、市が県から借用し、さらに地元へ貸し出す転貸は認められないものの、有償ではありますが、地元が県から直接借用することは可能であると伺っています。（令和元年度フリートーク）</p> <p>厚木北地区は交通利便性が高く、商業・業務機能が集中し、住宅も密集していることから、一団の市有地の確保が難しい状況ですが、地域の方が集い交流できる空間の確保は地域活性化に必要なものと認識しています。</p> <p>県有地の有効活用について地域の方から御要望をいただいていることを、今後も機会を捉えて伝えていきます。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 企画政策課

意見3 避難所の分散化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 東町自治会、弁天自治会、仲町北自治会</p> <p>■コロナ禍で災害が発生した場合、既存の指定避難所（厚木小学校・厚木中学校）と緊急避難場所（厚木北公民館）のみへの避難では、密集は避けられず、クラスター発生の危険性が大きい。また、避難に当たっては、近くの避難所への移動でなければ、高齢者は避難することをためらうことが想定される。</p> <p>分散避難ができるように新たに東町スポーツセンター、保健福祉センター、アミューあつぎなどの開放をしてもらいたい。</p>	<p>■コロナ禍における避難所の開設については、ソーシャルディスタンスを確保するため、公民館（一部児童館及び老人憩の家）と小・中学校を一斉に開設するなど、想定される災害の規模に応じた開設を図っていきます。</p> <p>また、災害規模や避難の状況を考慮し東町スポーツセンターなどを避難所として開設するとともに、今後は民間の施設などについても避難所として使用できるよう調整していきます。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見4 風水害発生時の要支援者等の避難について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 弁天自治会</p> <p>■災害発生時の要支援者の避難について、自治会長や民生委員が誘導することは、他に多くの役割を抱えるなか困難であり、隣近所等の支援が不可欠と思われるが、地域のみで確立させることは難しく、行政と協力して構築できないか。</p> <p>また、要支援者の避難に当たっては、車いすがあれば容易に移動できる者もあり、迅速な対応をするため、地区市民センターの貸出し用以外に自治会単位への設置をお願いしたい。</p>	<p>■避難行動要支援者の皆様には、確実な避難行動を確保するため、御自身の防災意識を高めるとともに、改めて洪水、内水及び土砂災害のハザードマップなどを確認し、お住まいの地域の災害リスクを知っていただくことが必要です。</p> <p>避難行動要支援者名簿の更新時期等の機会を捉えて、避難行動の具体的な例をお示ししながら、避難支援等関係者の皆様とともに現在進めている個別計画の作成等を通じて、避難行動要支援者の皆様の災害リスクを共有していきます。</p> <p>災害発生時の要支援者の避難については、避難支援計画に基づき対応していただいているところですが、他に多くの役割を抱える自治会長や民生委員の皆様が個別に対応することは大変困難であることから、災害時の対応については、自治会員や隣近所の方などに協力を求めるなどの対応をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、行政との協力体制の構築については、役割分担などについて、今後調整させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、車いすの設置については、避難所となる小・中学校等の備蓄倉庫に配備しております。自治会で車いすを含めた災害対策のための備品を購入する場合、その費用に対して自治会活動補助金を活用していただくことも可能ですので御検討ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>【福祉部】 福祉総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>

意見5 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 東町自治会、弁天自治会、仲町北自治会、天王町自治会</p> <p>■当地区では、空き家が増加している。解体されず長期間放置された結果、老朽化により倒壊が危険な家屋やハクビシンや野良猫等が住み着き、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているため、所有者への指導をしてもらいたい。</p> <p>中心市街地には、災害時に一時避難場所となる公園や空き地がなく、地域のみで調整することは困難であるため、空き家等を市で取得し、災害時には一時避難場所として、平常時には地域住民交流の場として活用できるようにしてほしい。</p> <p>また、厚木北地区は、狭あい道路が多く残っているが道路拡幅を要望しても実現がなかなか難しいと思う。空き地等の一部を市で取得し、車両のすれ違いスペースとして、整備することはできないか。</p>	<p>■近隣に影響を及ぼしている空き家については、関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施するなど、状況の把握に努めています。</p> <p>市では空き家情報について、庁内でデータベースを整備し、情報を共有していますので、近隣に悪影響を及ぼしている空き家については、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っており、令和元年度には、相続人不在のため管理不全となり、近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市初となる略式代執行による除却を行いました。</p> <p>空き家は所有する方の財産であり、空き家の活用方法についてはそれぞれの考えがありますが、老朽化し近隣に影響を及ぼす空き家については、解体に係る費用に補助金を交付していますので、制度の周知に努めるとともに、狭あい道路整備時に空き家等が関係する場合は、庁内関係課と連携を取りながら事業を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【まちづくり計画部】 住宅課</p> <p>【道路部】 道路整備課</p>

意見6 厚木北公民館の仮移転場所について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 元町自治会、弁天自治会</p> <p>■厚木北公民館の再整備に当たっては、現在地での建て替えが計画されており、公民館解体から供用開始まで3年余りの間、仮移転が必要となると聞いている。公民館は、地域コミュニティの推進や自治会活動の拠点となる重要な場であるため、それらの活動ができる場所を確保してもらいたい。</p> <p>当地区内には、近隣3自治会が管理する寿町広場を有し、敷地面積や立地条件とも仮移転先には最適だと思っておりますので、決定してもらいたい。</p>	<p>■厚木北公民館の現在地での建て替えに伴い、工事期間中、公民館の各種事業や地域団体の活動拠点の確保など、仮移転先において公民館機能を確保する必要があることは認識しています。</p> <p>このため、厚木北地区内の貸しビルの賃貸、プレハブの建設リースなど、使い勝手や費用対効果などを踏まえ、慎重にかつ早急に決定していきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■厚木北公民館建て替え中の仮移転先については、厚木北地区内の貸しビルとすることとしており、厚木北地区の全自治会長はじめ、公民館関係団体の代表で構成される厚木北公民館建設委員会で令和2年11月13日に御報告いたしました。(令和3年度予算要求済み)</p>	<p>【社会教育部】 社会教育課</p>

意見7 老人憩の家の建設について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 弁天自治会、西仲自治会</p> <p>■当地区には、老人憩の家がなく、高齢者が気軽に利用でき交流の拠点となる施設がない。郊外のような遊休地もなく、中心市街地であるからこそ設置の必要性を感じている。現在、近隣3自治会で管理をしている寿町広場への建設を検討してもらいたい。</p>	<p>■老人憩の家については地域コミュニティの拠点施設であります。他地区と比べ厚木北地区においては、老人憩の家の機能を代用する全市的な公共施設や類似施設等が配置されているため、建設は難しいものと認識しています。</p> <p>公共施設については、「厚木市公共施設最適化基本計画」に沿った整備を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 介護福祉課</p>
	<p>■当広場にトイレの設置等の整備をすれば、災害時にも活用できるため、併せて検討してもらいたい。</p>	<p>■寿町広場（寿町一丁目用地）については、現在、市有地の暫定利用として運用していますので、トイレの設置等の整備は難しいものと考えます。</p> <p>当該地は、弁天自治会ほか3自治会の皆様に自治会主催の各種事業等に制限した中で市有地の暫定利用として運用していますので、近隣の公共施設のトイレを御利用いただきますようお願いします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【財務部】 財産管理課</p>

意見1 避難所運営委員会について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所の運営が速やかにできるように避難所運営委員会があり、災害時（地震時）に地域住民が対応することになっている。</p> <p>しかし、災害対策基本法の改正（平成25年6月）により切迫した災害から逃れるための緊急避難場所として指定緊急避難場所（公民館等）が指定された。</p> <p>このことにより、避難所運営委員会の役割や関わりは変化するのかわ確認したい。</p>	<p>■各指定避難所での避難所運営をお願いしている避難所運営委員会については、地震発生時を想定とさせていただくことに変更はありません。</p> <p>指定緊急避難場所については、主に風水害時に開設することを想定しており、風水害時は市職員で避難場所の開設・運営をすることとしています。</p> <p>しかしながら、近年の台風・豪雨では甚大な被害が発生し、避難生活が長期化する場合がありますので、その場合には、避難所運営委員会に御協力をいただきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見2 災害時の避難について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■今までは、災害時に危険を感じ、自分の身を守るために避難所に避難するというのが行動の在り方だった。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、避難の分散化も検討していく必要がある。</p> <p>特に水害が想定される場合、警戒レベル4の避難勧告や避難指示発令されてからの避難行動は、危険を伴い困難なことから、高齢者や避難行動要支援者等は、警戒レベル3の避難情報の発令で、直ちに避難行動を開始する体制の構築が求められている。</p> <p>市は、避難行動要支援者には避難の分散化ができる避難行動（自宅の垂直避難、知人や親戚、ホテルへの避難等）を例示し周知に努めるとともに、各自の避難行動の仕方を把握し、地区自主防災隊や民生委員に情報を提供することが必要ではないか。</p>	<p>■避難所における感染リスクの高まりを回避すべく、新たな生活様式を取り入れた避難所運営の準備を進めているところです。</p> <p>また、市民の皆様には、事前にハザードマップを確認していただき、御自宅が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の危険な場所でない場合や安全が確保され、2階以上で過ごすことができる場合は、無理に避難所への避難をせず、御自宅での在宅避難や分散避難、車中避難等を御検討いただくよう周知を図っているほか、災害発生前から避難するまでを時系列でまとめるマイタイムラインの作成に役立てていただくため、防災ポケットブックを4月に全戸配布しています。</p> <p>また、避難行動要支援者の皆様には、確実な避難行動を確保するため、御自身の防災意識を高めるとともに、改めて洪水、内水及び土砂災害のハザードマップなどを確認し、お住いの地域の災害リスクを知っていただくことが必要となります。</p> <p>避難行動要支援者名簿の更新時期等の機会を捉えて、避難行動の具体的な例をお示ししながら、現在、避難支援等関係者の皆様とともに進めている個別計画の作成等を通じて、避難行動要支援者の皆様の災害リスクを共有し、防災に強いまちづくりを進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課  【福祉部】 福祉総務課

意見3 避難所での感染症対策等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症が懸念される中であっては、「密」となりやすい避難所は最も安全な場所とは限らない。</p> <p>避難所での感染症対策について教えてほしい。また、ソーシャルディスタンスなどの感染症対策をとると、避難できる人数が限定されることについて、どのような対策をしているか。</p>	<p>■コロナ禍での避難所対応については、ソーシャルディスタンスを確保するため、より多くの避難所を開設する必要があり、関係機関との調整を行ってきました。</p> <p>更に避難所内での対応として、受付での健康状態のチェックや、発熱・咳等の症状がある方の専用スペースの確保、テント等を活用したソーシャルディスタンスを考慮した避難スペースなど、衛生用品の確保や感染症対策を踏まえたマニュアルを作成しています。</p> <p>また、発災時に市ホームページ等で避難所での避難者数等の情報発信を行うことにより、市民の皆様の密を避ける行動を可能とし、感染防止対策が図られるよう対策を講じていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見1 せん定枝の収集日の設定について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 上依知上町自治会</p> <p>■家庭から出るせん定枝等は、資源としてリサイクルするため、市資源再生センターへ電話連絡し、戸別に収集をお願いしている。</p> <p>少量しかない場合は、回収の依頼をなかなか頼みにくく、もえるごみの日にせん定枝が出されてしまっているのが見受けられる。</p> <p>そこで、せん定枝等の収集日を月内に設けて、少量の場合はその日に出してもらい、大量の場合は現状のとおり戸別収集すれば、ごみの減量と資源の有効活用につながるのではないかと。</p>	<p>■ごみの減量と資源の有効活用のため、開発された戸建住宅地で生け垣等が多い地域（みはる野・鳶尾・毛利台・古松台・宮の里地区）においては、集積所による収集を実施しています。</p> <p>家庭から出るせん定枝の収集に当たっては、45ℓ以上の袋又は束により収集していますが、少量の場合、戸別収集をお願いすることをためらってしまう等の御相談や御意見が寄せられることもありますので、御提案いただいた内容に沿って自治会長と相談させていただきながら、集積所等で収集していく方法を検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■現在、上依知上町自治会長と連絡・調整を行い、周辺の自治会も含め、排出方法等を検討しています。また、収集運搬事業者については、当該自治会区域を含む周辺地域での集積所収集を依頼済みです。</p>	【循環型社会推進担当】 環境事業課

意見2 避難所の新設等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 上依知上町自治会</p> <p>■上依知上町自治会の指定避難所は、依知北公民館と上依知小学校となっている。</p> <p>上依知地区で上町、中町からは遠く急坂でもあり、車を使用しないと高齢者等はなかなか避難しにくく、小学校へ向かうより工業団地方面へ行く方が避難しやすい。</p> <p>工業団地内の企業に協力をいただき地域住民が避難できるようにならないか。</p>	<p>■コロナ禍での避難所については、避難所での感染リスクを下げるため、より多くの避難所の開設が必要です。</p> <p>地域における避難場所として、地元の企業等の民間施設を活用させていただくことは、大変有効であると考えます。</p> <p>今後も引き続き、他の事例も参考に協定等を活用するなど、避難所の拡充について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課
		<p>■災害時等に、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者の安全を確保するため、指定避難所における生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、付添いを原則として、特別養護老人ホーム13か所、介護老人保健施設7か所、障がい者施設7か所と災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書を締結し、災害時等に受入れの要請をしています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【福祉部】 介護福祉課
		<p>■上依知老人憩の家は、昭和61年建設で築34年経過しています。なお、平成20年度に外部塗装工事を行い、施設の適切な維持管理に努めています。</p> <p>老人憩の家を始めとする公共施設の今後の方向性を定める計画について、令和元年度に実施した施設の劣化度調査の結果を始め、施設の立地環境や機能面での課題点などを踏まえ、計画案を作成しているところです。</p> <p>今後については、市民の皆様の御意見を伺う市民参加手続を経て、令和2年度中に計画を策定していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■公共施設の今後の方向性を定める計画については、令和2年度中の策定を予定していましたが、市民の皆様に御理解をいただきながら、より丁寧に進めるため、策定スケジュールを見直し、令和3年度中に策定することとしました。</p>	【政策部】 行政経営課  【福祉部】 介護福祉課
<p>■地区内の公共施設は、上依知児童館、上依知老人憩の家があるが、川から近く水害が発生すれば被災してしまう可能性が高い。老人憩の家に関しては、既に築30年以上が経過しており、老人憩の家の建て替えの計画があれば、児童館や集会場などを含む複合施設として、より高台の場所に建築してもらいたい。</p>			

意見3 スマートインター周辺道路への影響等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 猿ヶ島自治会</p> <p>■スマートインターが完成した後の周辺道路への影響はどのような想定をしているか。</p> <p>座架依橋や昭和橋付近でさらに交通量が増えることが予想されるが、混雑解消へ向けての対策はどのようにするのか。</p> <p>また、河川道路は速度50キロ規制になっているが、農免道路、猿ヶ島地区周辺での速度規制の提案と猿ヶ島地区から河川道路への信号機設置など提案する。</p>	<p>■信号機の設置や道路交通法に関する規制については、県公安委員会の所管であり厚木警察署が窓口となります。</p> <p>厚木警察署に伺ったところ「信号機や規制の設置は、周辺住民や道路利用者に大きな影響を与えます。そのため地元の総意として自治会から警察に要望書の提出が必要となります。要望書の提出を受け、規制等の必要性について、調査していきます。」と回答がありましたので、御理解のほどお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 交通安全課
		<p>■開通後における交通量の変化については、完成後に交通量調査を実施し、平成26年度に実施した着手前調査結果との比較により把握するとともに、地域の皆様が安心・安全に生活できる環境となるよう、結果に基づき検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■現在、開通直後における交通量の調査を実施しており、令和3年度に実施を予定している交通安定後の調査結果と併せ、検証していきます。</p>	【道路部】 道路整備課

意見4 交差点コーナーの隅切り改良について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会内の道路に多数の交差点があり、通学路としても利用されているため十分な安全確保が必要ではないか。道路幅員の拡張や歩車道分離するガードレール設置が望ましいが現状では実施が困難だと思う。</p> <p>安全対策の一つとして、見通しの悪い交差点に隅切りの設置を推進するため、登記や所有権移転は求めず、任意で民地の角を隅切りとして塀や生垣の撤去をお願いし、協力いただいた方に対しては、安全コーナー協力金として一律50万円の補助等ができないか検討してもらいたい。</p>	<p>■民地のまま隅切りを設けた場合、道路区域としての位置付けができないため、道路管理上好ましいことではないものと思われま。</p> <p>なお、隅切り用地を市に提供していただいた場合には、有償・無償のいずれかにおいて、用地取得させていただくとともに支障物件の補償費についてもお支払いし、隅切り用地の確保に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路管理課

意見5 ごみ収集方法の地域差について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■ごみ出しは、地域のつながりに役立っている。戸別収集の実施に当たっては、地域特性を考慮してほしい。</p> <p>ごみ置き場の清掃当番やごみネットなどの管理交換、また、集積所には分別ごみリストを掲示し正しい分別による資源化への意識啓発につながっていることや清掃員の方への感謝文を掲示しているところもある。</p> <p>ごみ出しの際のあいさつやごみ出しのお手伝いが、子どもたちの社会参加の第一歩として役立っている例もある。地域のつながりが弱い地域と強い地域では、ごみ出しの意義が異なることに配慮して、一律に戸別収集とならないようにしてほしい。</p>	<p>■戸別収集については、ごみ出し負担の軽減や排出者責任の明確化、分別意識の向上などが図られ、ごみ減量にも寄与するものと考えていますが、集積所収集による地域コミュニティの形成や地域のごみ収集日に、市職員が対象世帯を訪問し、お声を掛けて安否を確認するなどの有益な事例もありますので、総合的に検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【循環型社会推進担当】 環境事業課

意見6 行政データの自治会提供について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会運営もホームページやSNSを利用して運営の効率化を図っている。</p> <p>自治会活動の運営上必要になる情報の記入は、手書きになることが多く、現地の状態を調べるにも手間暇がかかる作業を必要としている。</p> <p>役員の手間を省くためにも、市が保有しているデータの貸与ができないか。</p> <p>・貸与いただきたいデータ 航空写真、資産税課地番図、道路台帳、学校区図、ごみ集積所地図、交通規制図、防犯灯管理図、住宅地図</p>	<p>■市が所有する二次利用可能なデータをオープンデータとして、市ホームページのオープンデータポータルサイトで公開しています。</p> <p>航空写真については、自治会からの御要望に応じてデータ提供しており、手数料条例による証明代が必要となりますが、証明代の減免の取り扱いについては、自治会運営でどのように使用されるのかを、自治会の所管課（市民協働推進課）が確認した上で調整します。</p> <p>また、地番参考図（資産税課地番図）、道路管理台帳（道路台帳）、通学区域図（学校区図）、ごみ集積所の配置図（ごみ集積所地図）及び防犯灯管理台帳（防犯灯管理図）のデータを提供する場合も複製代が必要となりますが、自治会の運営に必要なデータに限っては、無償となります。</p> <p>なお、交通規制図及び住宅地図については、市の行政データには該当しませんが、必要な場合は御相談ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 情報政策課  【協働安全部】 市民協働推進課

意見7 申請用紙の電子化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会から市へいろいろな書類を提出するが、先日、他の自治会長が公民館から書類の電子データをもっているのを聞き、同じ様に電子データももらった。</p> <p>今までは、市から配られた申請用紙と記入見本を参考に過去の提出書類を探して漏れのないよう手書きで作成していたが、申請のフォーマットがあれば、記入が簡単になる。</p> <p>これからの自治会役員はパソコンが使えるので、申請用紙はワードなど電子データで配り、紙の申請用紙は段階的に廃止されたい。</p> <p>電子データで扱いをする場合には、以下を考慮してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の記入例も別タブで参照できるように用意する。</li> <li>・記入専用のタブを用意し、印刷は別タブの用紙に自動転記させる。</li> <li>・記入専用には詳しい入力時の説明を追記する。</li> <li>・希望の自治会長には、過去の申請データを市で保管し閲覧させる。</li> </ul> <p>これらにより自治会役員交代時にも引継ぎが円滑になり困らない。</p>	<p>■申請用紙等については、市ホームページに電子データとして掲載していますので、御活用ください。</p> <p>なお、電子データを扱う環境にない方もいることなどから、紙の申請用紙も必要であると認識しています。</p> <p>また、過去の申請内容を確認する場合は御相談ください。</p> <p>御提案いただきました内容については、参考とさせていただきます。自治会の負担軽減に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見8 コロナ禍の避難所等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 山際団地自治会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症拡大により、台風や地震により避難所に避難する際には、3密を避けるなど感染症対策を取らなければならない。</p> <p>避難所での感染症対策のため、市としてどのような備品や物品を準備しているか。また、身体的距離を考慮すると避難場所も増やしないと避難できない方も出てくるのが考えられるが、各地区の新たな避難場所はどの程度確保されるのか。</p>	<p>■避難所における感染症対策としましては、受付での健康状態のチェック体制を始め、ソーシャルディスタンスを確保した避難スペースや発熱・咳等の症状がある方の専用スペースの確保が必要となり、これらに必要な物品として、消毒液やマスク、非接触型体温計、室内用テントなどの様々な物品の準備を進めています。</p> <p>また、コロナ禍での避難場所については、より多くの開設が必要です。今までは公民館を始め、小・中学校の体育館を開設していましたが、体育館だけでなく特別教室等の使用についても調整を図るとともに、市内2つの大学と新たに協定の締結を進め、避難場所の確保に努めているところです。</p> <p>また、市民の皆様には、ハザードマップ等を確認いただき、御自宅が安全な場合の在宅避難や親戚・知人宅への分散避難のほか、車中泊避難ができる施設として文化会館と荻野運動公園を開放しますので、あらかじめ避難時の行動を御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■感染症対策物品は配備済みです。</p>	【市長室】 危機管理課
	<p>■避難備蓄品の中に消毒液や大量のマスクがなかったために、自治会として配布できなかったことが悔やまれる。</p> <p>今後において、小・中学校等に置いてある防災倉庫はもちろんのこと、各自治会の防災倉庫にも、消毒液やマスクは大量に備蓄しておくべきではないか。</p> <p>市として配給予定はあるか。</p>	<p>■コロナ禍において、避難所開設に必要な備品については、順次配備を進めているところです。今後、台風シーズンを迎えるに当たり、避難所運営がスムーズに行われるよう充実に努めていきます。</p> <p>なお、マスクや消毒液等については、地区担当班職員が避難所を開設する際に配備することとしていますが、防災倉庫への備蓄については、検討させていただきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■感染症対策物品は配備済みです。</p>	

意見9 解体業者等の実態の点検と指導強化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
商工業・観光	<p>(1) 下川入第二自治会</p> <p>■あつぎ郷土博物館裏の中津川土手沿いの道路や睦合老人ホーム付近の下川入地区は、道路が整備されて圏央道への便利さもあり、産業廃棄物や建築廃材の解体業者や物流会社の車庫等業者が多く営業するようになっている。</p> <p>市街化調整区域で緑化推進地区であるのに立派な作業小屋や宿舎と思われる建物があり、焼却炉で黒煙が出たり、狭い道路上に車や物が置かれたりしている。</p> <p>自治会で要請に行っても外国人が多く、その場で返事をするだけで改善しないことも多い。新たな業者も「ここは少し違反しても大丈夫」だとか「あそこもしている」等、守るべきルールもだんだんといい加減にされてきてしまう。</p> <p>ここ10年で中津川沿いの下川入地区は、環境と治安の悪化を感じるようになってきている。</p> <p>令和元年11月に県や市の関連部署に要請に行った。業者に対して指導してもらったが、依然として改善が見られない。</p> <p>産業廃棄物の指導をする県や市の関連部署が一体となって定期的に点検と指導を徹底してもらいたい。</p>	<p>■当該地区の違反建築物や道路上に物が置かれる等の不法占用に対しては、定期的なパトロールや通報等を通じて早期に発見し、事業者等へ自己所有地内へ収めるよう指導を行っています。</p> <p>一旦は是正されるものの、時間の経過により是正前の状態に戻ってしまう状況が見受けられますので、引き続き関係部署等と連携を図り、粘り強く指導していきたいと考えています。</p> <p>また、屋外焼却については、県の条例により規制がされており、設備基準等に適合した焼却炉を使用しない野外焼却は原則として禁止されていますので、黒煙が上がっている時に連絡をいただければ、何をどんな設備で燃やしているのか現場を確認し指導します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。引き続き、パトロールや事業者への指導をしていきます。</p>	<p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【まちづくり計画部】 開発審査課、 まちづくり指導課</p> <p>【道路部】 道路管理課</p>

意見1 斜面地法面の保護対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災 関連	<p>(1) 関口自治会</p> <p>■関口地区の西側に斜面地があり、3年程度前に土砂崩れがあった。小規模で済んだが、雨が降り続けると地盤が緩くなっているのではないかと心配になる。 傾斜地の状況を確認していると思うが、当地域での今後の対策が必要ではないか。</p>	<p>■大規模な急傾斜地など、国や県の工事の要件を満たす場合もありますが、小規模のがけ地等の場合は、市において、工事に対する補助制度もございますので、市民の皆さまへの更なる周知に努めていきます。  <b>◀中間報告以降の状況等▶</b>                      ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見2 横須賀水道路の安全対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・ 交通 関連	<p>(1) 長坂自治会</p> <p>■安心して通学できる環境整備について平成29年度に提案したところ、交差点のカラー舗装や減速ドット線を路面に表示する等、その当時に市としてできる対応となった。(自治会承諾) しかし、今もなお、水道路を利用する車両の速度の抑制は達成できていないため、再度の課題として、走行車両の速度低減につながるように、スピードバンプ(路面の段差)を設置してほしい。(最低でも公園付近に設置すべき)</p>	<p>■道路の構造を工夫し速度を下げるなどの基準が、国土交通省から出されており、具体的にはハンプ、狭さく、シケイン設置に関する方針や形状の考え方などが示されています。 スピードバンプについては、設置後は車両の通行により振動や騒音など新たな問題が生じることがありますので、その他の手法を含め、地域の方々と協議を行いながら進めていきます。  <b>◀中間報告以降の状況等▶</b>                      ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路維持課
	<p>(2) 金田中部自治会</p> <p>■国道246号バイパス南側の横須賀水道路について、時間帯で通行規制がされているが、大型車並みのトラックがかなりのスピードで通過する。水道路両側に居住する複数の方々から振動で夜中に目が覚めるという苦情が寄せられている。 地元議員にも対応を依頼しているが、解決につながるよう対策をお願いしたい。</p>	<p>■重量のある車両が速度を上げて走行すると、振動が増幅するといわれていますが、現状調査し、舗装の損傷箇所等の対応を実施するとともに、道路上に速度を抑える方法など、地域自治会の方々と協議を行いながら検討を進めていきます。  <b>◀中間報告以降の状況等▶</b>                      ■中間報告時に地域からの御要望に基づく補修は実施していますが、振動等の状況を踏まえ対応を検討します。</p>	

意見3 地区市民センターでの行政手続等のオンライン化拡充について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共 施設 整備	<p>(1) 長坂自治会</p> <p>■地区市民センター業務を拡大することにより、市民の移動時間や待ち時間の短縮、密集を避けられるなどの効果が期待される。また、高齢者の車使用、市内の渋滞緩和、駐車場問題の解決一助となるのではないかと。 市役所まで行かなくても手続等が済むように、地区市民センターと市役所をオンラインで結び、全ての窓口業務を地区市民センターで行えるように検討してほしい。</p>	<p>■地区市民センターにおいては、地域の行政窓口として、戸籍や住民票、市税に係る諸証明等の交付事務のほか、高齢者支援としてシルバーチケットや理容サービス券の発行、子育て支援としてAYUCOカードの発行なども順次行い、身近な行政窓口として可能な限り地区市民センターで各種の手続が行えるよう市民サービスの向上に努めてきました。 現在では、市全体での諸証明交付件数のうち約30%が地区市民センターで交付され、市民の身近な行政窓口として御利用いただいています。 また、公共施設予約やイベント予約を始め、利用ニーズが高く申請件数の多い業務については、インターネットを利用し手続ができ、各業務の担当窓口で取り扱っている手続についても、郵送等の活用が可能なものは、市民の皆様に来庁を求めることなく対応しています。 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2年7月に国が示した「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、利用者目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムへの転換が位置付けられています。 このことを踏まえ市でも、令和3年度から8年度を計画期間とする「第7次行政改革大綱」において、市民サービスの質の向上に向け、業務プロセスの見直しや行政手続のデジタル化の推進を位置付け、可能なものから、適宜、電子申請システム等による手続化を進め、来庁によらない方法による行政サービスの提供に努めていきます。  <b>◀中間報告以降の状況等▶</b>                      ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】 行政経営課、 情報政策課</p> <p>【総務部】 行政総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>

意見4 コミュニティバスの運行について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 下依知自治会</p> <p>■地域の高齢化が進み、車を運転できない人が多くなり食料品等の買物に困っている。</p> <p>JAの移動販売車が週に1回運行されているため、最低限の買物はできるが、地域から地域を結ぶ交通手段がないので、病院や買物等に利用できるコミュニティバスを運行してほしい。</p>	<p>■コミュニティ交通の導入に当たっては、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、その地域の特性に合ったものとして、継続性のある運行システムとしていく必要があると認識しています。平成30年度には、鷲尾地区、まつかげ台・みはる野地区をモデル地区として実証実験を行い、令和元年度については、有償による実証運行を実施しました。</p> <p>高齢者の移動支援については、今後の高齢社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造と、地域包括ケア社会の実現に向け、本市の路線バスネットワークを考慮しつつ、現在、策定を進めている（仮称）総合都市交通マスタープランの中で検討していきます。</p> <p>なお、高齢者の外出機会の拡大支援、健康増進や生きがいづくりの推進を図るため、70歳以上の方を対象に高齢者バス割引乗車券購入費の助成、85歳以上の方を対象に高齢者タクシーの助成を行っています。</p> <p>また、直接的なものではありませんが、市外にお住まいの子世帯の方が、親世帯との近居・同居のために、市内に住宅を取得等する場合の費用の一部を補助する制度もありますので、今後も、互いに支え合えるまちづくりの実現に向けて、制度の周知も努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■高齢者の移動支援については、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」にコミュニティ交通導入計画を位置づけ、令和3年度から施策展開していきます。</p>	<p>【福祉部】 介護福祉課</p> <p>【まちづくり計画部】 都市計画課、住宅課</p>

意見5 避難指示が発令された場合の対応について（令和元年台風19号を経験して）			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 金田上部自治会</p> <p>■自分の命は自分で守ることが基本であり、市が避難指示を発令してもそれに従うか否かは個人の判断によるが、その判断がしやすいように避難する人の立場になって情報を出してほしい。</p> <p>全戸配布された「厚木市防災ポケットブック」を改めて読んだが、いつ、どこに、どのようにして避難するのか分かりにくい。</p> <p>「どこに避難すればいいの？（P23）」では、市が指定する避難場所しか表示していないので、必ずそこに避難しなければならないように受け取ってしまう人も思う。報道でも洪水の場合は、無理に避難せず建物の2階など安全なところに避難する在宅避難も検討してほしいと紹介しているので、それと整合を図るべきである。</p>	<p>■避難情報が発令された場合でも、御自宅が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の危険な場所でない場合や安全が確保され、2階以上で過ごすことができる場合は、無理に避難所への避難をせず、御自宅での在宅避難や分散避難、車中避難等を御検討いただくよう市ホームページや広報あつぎ等において周知を図っているところです。</p> <p>また、浸水範囲や避難所、避難ルート、避難までを時系列で作成するマイタイムラインなどを周知、検討していただくため、洪水浸水ハザードマップや防災ポケットブックも全戸配布していますので、是非御活用ください。なお、ご不明な点がありましたら危機管理課までお問い合わせ願います。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p>
	<p>■令和元年の台風19号では、金田地区の避難指示は相模川沿いの他地区と同時に金田の一部と表示されていたが、一部とは具体的にどこなのか表示されていない。ハザードマップを各自で確認すれば分かるが、自分の家の地番を入力すれば即座に確認できるような検索システムを構築してほしい。また、全体の対象世帯数、対象人数が表示されているが、各地区毎は表示されていない。各地区の詳細な表示もしてほしい。</p>	<p>■台風第19号の際は、相模川沿いにお住まいの方を中心に避難勧告や避難指示を発令しました。</p> <p>「一部」の表示については、ハザードマップに着色されたエリアが主な対象地となりますが、こうしたエリアに隣接した地域にお住まいの方も不安を抱えながら自宅等で過ごすこととなります。</p> <p>市としましては、エリア外であっても身の危険や不安を感じた方は分散避難等の対応を取っていただくよう、地番で限定することなく、一定のエリアを対象地域とする表現で周知をしていきます。</p> <p>なお、避難対象の世帯数の地区別表示については、分かりやすい避難情報の発信について、今後、研究していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	
	<p>■金田地区は、大部分が洪水浸水想定区域及び氾濫想定区域に指定されている。</p> <p>金田老人憩の家は、建物自体の老朽化も著しく、令和元年の台風では屋根の一部が破損し補修している状況であり、耐震構造にもなっておらず、部分的な修繕を重ねている状況では、建物の安全確保ができないと思われるため、建て替えを担当課に要望している。</p> <p>また、現状の建物は指定緊急避難場所として指定されているが、災害時等の避難場所としては不安がある。</p> <p>この現状を改善し、災害時には安心・安全に避難できる施設となるよう、建て替えについて、推進してほしい。</p>	<p>■金田老人憩の家は、昭和52年建設で築43年経過しています。平成11年に耐震診断を実施した結果、「安全」と判定され、それ以降も平成12年度、平成14年度、令和2年度と定期的な外壁や屋根修繕を行い、施設の適切な維持管理に努めています。</p> <p>また、市の公共施設は、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に公共施設を整備し、現在では、市の公共施設の約半数が築30年を超え、令和18年度からは施設の更新が集中していきます。</p> <p>今後については、令和元年度に実施した施設の老朽化調査の結果や立地環境などを踏まえ、今秋以降には市民の皆様から御意見を伺う市民参加手続を経て、公共施設の更新時期についての優先順位等を定めた計画を策定していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■公共施設の今後の方向性を定める計画については、令和2年度中の策定を予定していましたが、市民の皆様から御理解をいただきながら、より丁寧に進めるため、策定スケジュールを見直し、令和3年度中に策定することとしました。</p>	<p>【政策部】 行政経営課</p> <p>【福祉部】 介護福祉課</p>

意見6 ごみ集積所について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境 関 連	<p>(1) 金田中部自治会</p> <p>■ごみの不法投棄がなくなる。その都度、環境センターに回収依頼をしている。</p> <p>いろいろと対策をしてくれているが、完全になくなることはない。また、曜日ごとに指定されたごみ以外を地元以外の方が捨てていくこともよくある。</p> <p>効果的な対策があれば教えてほしい。</p>	<p>■現在、金田地区においては、もえるごみの戸別収集をしていますが、ごみ集積所における不法投棄等については、監視パトロールの実施や防止看板・監視カメラの設置などのほか、特に排出状況の悪い集積所では、夜間に監視活動を行うなどの対策をしています。</p> <p>なお、将来的には完全戸別収集の実施についても検討していきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■当該自治会区域内の不法投棄が多い集積所については、監視カメラを設置しました。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>

## 意見1 調整区域内の防犯灯設置に関する規制の緩和などについて

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 中三田第一自治会</p> <p>■令和元年春に屋際交差点付近の屋際バス停留所を利用している近隣住民から、現在設置されている防犯灯は距離が離れて暗いため、防犯灯の増設の要望があり、申請をしたが、後日、セーフコミュニティくらし安全課から設置できない旨の回答があった。</p> <p>理由については、申請地付近には、居住する家が存在しないので設置できない、設置申請の公道は必ず通らなければならない道路ではないので、通る必要性はない、遠回りすれば良いと説明を受けた。</p> <p>現在、設置されている既存の防犯灯は、どのような基準で、設置されたのか。</p> <p>また、調整区域内で建築を認められるのは「土地所有者の子（分家住宅）など」として、建築する場合などに限定されているので、付近に居住する家がなければ、防犯灯の設置はできないのか。</p> <p>市の掲げる「安心・安全なまち・地域づくり」のためにも、生活道路として安心して活用できるように防犯灯の設置基準の見直しや特例措置を設け、申請箇所に防犯灯を設置してもらいたい。</p> <p>※防犯灯を設置申請して、設置に至るまでの間、何故1年かかるのか。その理由を教えてください。</p>	<p>■防犯灯の設置については、「厚木市防犯灯設置等に関する要綱」で設置の基準を定めており、「原則として、公道に面した場所」の「東電柱又はNTT柱へ供架するもの」とし、東電柱等がない場合は、「ポールを建柱して新設するもの」としています。</p> <p>設置に当たっては、自治会からの御要望を基に、市街化区域・市街化調整区域の区分や住家の有無にかかわらず、設置場所の道路における夜間の歩行者の利用状況等を確認した上で、要綱に定める基準に則り設置しています。</p> <p>また、御要望の場所の状況によっては、自治会長と調整をさせていただきながら、設置場所を変更するなどの対応を図っており、今後も自治会と調整を図りながら、できる限り御要望に応じていきたいと考えています。</p> <p>なお、毎年度、各自治会から多くの御要望をいただいております。予算の範囲内で、順次、設置していますので、御要望をいただいた時期等によっては、年度内に対応できない場合もありますので、御理解のほどお願いします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 セーフコミュニティくらし安全課

## 意見2 コロナ禍の自治会の役割について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■新型コロナウイルスの影響を受け、市や公民館・自治会の行事が中止となっている。</p> <p>そもそも、自治会に入る理由は困ったことがあった時に、市や公民館よりも身近な存在の自治会の皆が協力してくれると信じているからだと思う。</p> <p>今、自治会の予算では何もできない状況で、マスク1枚配る余裕がない。マスクが重要なのではなく、それを配る気持ちが皆の安心につながると思うので、特別な予算をお願いしたい。</p>	<p>■自治会の健全な運営や活動推進のため、厚木市自治会連絡協議会、地区自治会連絡協議会、単位自治会に対し、自治会活動補助金等を交付していますので、それぞれの補助金を有効活用していただきますようお願いします。</p> <p>困難な時期ですが、これまで市民協働により培ってきた行政と自治会の信頼関係や市民力でこの局面を乗り越えていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課
	<p>■緊急事態宣言が発令され不安な日々が続いた際には、新聞・テレビや市ホームページなどから新型コロナウイルス関連の情報収集をした。市ホームページはシンプルで分かりやすいが、文字が多く視覚的なイメージがなかなか伝わってこない。</p> <p>他市のホームページの中には、トップページから写真が多く見やすいところもある。写真や動画をもっと取り入れたホームページになれば、さらに良くなるのではないかと。</p>	<p>■現在のホームページは、平成22年のリニューアルから約10年が経過し、デザインや機能において見劣りする部分があることは認識しています。</p> <p>こうしたことから、利用者の皆様のニーズや最新の情報通信技術に対応し、生活に密着した情報をより見やすく、探しやすいホームページとするため、令和3年4月にホームページを全面リニューアルする予定となっています。</p> <p>リニューアルに際しては、いただいた御意見等を踏まえながら、より分かりやすいホームページとなるよう取り組んでいきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 情報政策課

意見3 通院支援等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■高齢化が進む中、運転免許をやむを得ず手放される方が増える一方、市の高齢者の移送サービスがなかなか進んでいない状況だと思う。</p> <p>コミュニティバスの運行や社会福祉法人の福祉車両（デイサービス等）の空いている時間帯に車両を活用（自治会単位）することで、買物支援、通院支援を検討してもらいたい。</p>	<p>■コミュニティ交通の導入に当たっては、その地域における高齢化率などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、その地域の特性に合ったものとして、継続性のある運行システムとしていく必要があると認識しています。平成30年度には、鳶尾地区、まつかけ台・みはる野地区をモデル地区として実証実験を行い、令和元年度については、有償による実証運行を実施しました。</p> <p>高齢者の移動支援については、今後の高齢社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造と、地域包括ケア社会の実現に向け、本市の路線バスネットワークを考慮しつつ、現在、策定を進めている（仮称）総合都市交通マスタープランの中で検討し、福祉部局とも連携し取り組んでいきます。</p> <p>なお、高齢者の外出機会の拡大支援、健康増進や生きがいづくりの推進を図るため、70歳以上の方を対象に高齢者バス割引乗車券購入費の助成、85歳以上の方を対象に高齢者タクシーの助成を行っています。</p> <p>また、直接的なものではありませんが、市外にお住まいの子世帯の方が、親世帯との近居・同居のために、市内に住宅を取得等する場合の費用の一部を補助する制度もありますので、今後も、互いに支え合えるまちづくりの実現に向けて、制度の周知も努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■高齢者の移動支援については、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」にコミュニティ交通導入計画を位置づけ、令和3年度から施策展開していきます。</p>	<p>【福祉部】 福祉総務課、 介護福祉課</p> <p>【まちづくり計画部】 都市計画課、 住宅課</p>
	<p>■現在、市単位の社会福祉協議会を、さらに小さい単位で地区社協を作ってほしい。</p> <p>包括支援センターと連携し、孤独死を減らしてほしい。</p>	<p>■市社会福祉協議会事務所は市内1か所ですが、各地区支援のため、以前は地区社協として活動していたものが現在では地域福祉推進委員会として各公民館の担当地域ごとに活動しています。</p> <p>そこには地区担当の地域福祉コーディネーターを配置し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない方に対し、積極的に働きかけて必要な支援ができるよう取り組んでいます。</p> <p>孤独死の防止に向けては、市と地域包括支援センターが連携して、ひとり暮らし老人登録制度を周知し、対象者には登録をさせていただいており、また、民間事業者等と見守り協定を締結し、民間による見守りも行っています。</p> <p>今後についても、地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、支援が必要な高齢者の実態把握に努めるとともに、サービス等を活用しながら孤立させない環境を作る支援を引き続き努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 福祉総務課、 介護福祉課</p>

意見4 公共施設における洋式トイレの拡充について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■高齢者や筋力の弱い人にとって、和式トイレの使用は辛い姿勢を強いられることになり、身体的負担が大きい。</p> <p>高齢者にとって、安心・安全に利用できるトイレ環境の改善・向上を進めてほしい。</p> <p>〈市内スポーツ施設におけるトイレの現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼうさいの丘公園の屋外トイレは、ほとんどが和式トイレ</li> <li>・中三田スポーツ広場の簡易トイレは全部が和式トイレ</li> <li>・南毛利スポーツセンターの屋外トイレは、洋式トイレが2個のみ</li> </ul> <p>洋式トイレはいつも順番待ちの状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・及川球技場も和式トイレが多く、洋式トイレが少ない</li> </ul>	<p>■公園や緑地内のトイレについては、市民の皆様が安心して快適に利用していただくため、高齢者の方などに配慮した洋式便器への改修を計画的に実施しています。</p> <p>ぼうさいの丘公園は、センター施設に3か所、屋外に6か所トイレがありますが、屋外の女子トイレについては、まだ和式便器の方が多い状況ですので、今後も安心して快適にトイレを利用していただくため、計画的に洋式便器への改修を実施していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【都市整備部】 公園緑地課</p>
		<p>■高齢社会の進展や生活スタイルの変化などによりスポーツ施設においても洋式トイレのニーズが高まっている一方で、衛生面等の理由から和式トイレを望む声もあるため、今後については、バランスを考慮し検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更点等はありません。</p>	<p>【社会教育部】 スポーツ推進課</p>

意見5 「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の周知・徹底について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境 関 連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■飼い主のいない猫をかわいそうだと思う方が毎日餌を与えるため、地域に野良猫が増えている。猫がふんをあちこちの庭にするので後始末に困っている方もいる。また、タバコやマスクのポイ捨てが多く、路上に散乱しているため、「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」が制定されてしばらく経つが、生活環境が良くなった実感がない。</p> <p>条例違反者に対する罰則が緩いので、違反者が後を絶たないのではないか。</p> <p>「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の周知・徹底活動を具現化してほしい。罰則の強化も必要ではないか。</p>	<p>■「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の違反者への罰則については、違反行為がいかにかましくない行為であるかを認識していただくため、制定したものであり、一定の抑止効果があると考えられます。</p> <p>なお、猫の適正飼養やポイ捨ての禁止については、看板の配布やホームページなどによる啓発を行っています。また、ポイ捨てについては、定期的に防止キャンペーンを実施するとともにデジタルサイネージ等を活用した周知をしており、引き続きマナー向上の啓発・モラルの徹底に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【環境農政部】 生活環境課

意見1 地区防災の拠点となる公民館の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 睦合南地区自治会連絡協議会</p> <p>■睦合南地区は洪水浸水ハザードマップで、ほぼ全域が浸水区域(0.5m~5m未満)となっている。</p> <p>令和元年の台風19号で避難指示が発令された際には、指定緊急避難場所である睦合南公民館は、あっという間に100人余りの地区住民であふれ、暴風雨の中、別の避難所へ移動してもらう事態が発生した。</p> <p>このことは、現公民館施設の狭あいやバリアフリーなどの課題に合わせて、地区人口2万人を超える避難場所としての施設の脆弱性が露呈したと捉えている。</p> <p>さらに、今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、地区防災の拠点となる公共施設として容量不足が、大きな課題として浮上している。</p> <p>これからの睦合南地区のまちづくりを検討するに当たっては、新たな公民館の整備は、最重要事項と言っても過言ではない。特に、地区防災の拠点となる公民館の整備は、地域住民の生命を守るかどうかの問題であり、公民館整備のビジョンを示してほしい。</p>	<p>■睦合南公民館については、昭和56年に建設され築39年となり、現在再整備を進めている厚木北公民館の次に古い公民館となります。</p> <p>公共建築物の目標耐用年数は60年としているため、建物自体は約20年使用が可能ということになりますが、施設の狭あい化やバリアフリー化など、機能面での課題があることは十分に認識しています。</p> <p>また、コロナ禍における避難所については、多くの避難所を開設する必要があることから、災害発生当初から公民館と小・中学校を避難所として開設するほか、車中泊避難ができる施設として文化会館と荻野運動公園を開放する予定です。</p> <p>今後も引き続き、他の事例も参考に地元企業等の民間施設を活用させていただくなど協定等も見据え、拡充について調整を図っていきます。</p> <p>地区防災の拠点となる新たな公民館の整備については、災害時の活用も含めた施設の在り方や利用方法など、地域の皆様にとって、全体的な視点で検討する必要があるものと考えています。</p> <p>現在、令和3年度からスタートする第10次総合計画の策定を進めています。睦合南公民館については、現状や課題を踏まえ、限られた財源の中で、重要度や優先度を十分考慮しながら、位置付けについて検討していきます。</p> <p>今後については、地域からの御要望も踏まえ、市民の皆様の御意見を伺う市民参加手続を経て、今年度中に計画を策定していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■公共施設の今後の方向性を定める計画については、令和2年度中の策定を予定していましたが、市民の皆様に御理解をいただきながら、より丁寧に進めるため、策定スケジュールを見直し、令和3年中に策定することとしました。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>【政策部】 企画政策課、 行政経営課</p> <p>【社会教育部】 社会教育課</p>

意見1 避難所の感染症対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 林第二自治会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の対応に苦慮している状況の中で、災害発生時の避難所における感染症対策について、具体的取組（多くの避難者が集まる3密状態の危険から守るために仕切りの設置などの運用基準について）を確認したい。</p> <p>令和元年台風19号の際には、自治会として高齢者や障がい者など要配慮者の避難の対応をしたが、毛布等を持参し移動することや避難所で長時間過ごすことは困難であると感じた。</p> <p>要配慮者の専用避難所として、市内ホテルの活用を検討できないか。（提携し費用は応分な個人負担を前提として）</p>	<p>■コロナ禍での避難所対応については、ソーシャルディスタンスを確保するため、より多くの避難所開設準備を進めています。避難所における感染症対策としては、受付での健康状態の確認体制、テント・間仕切り等を活用したソーシャルディスタンスを考慮した避難スペースの確保を始め、発熱・咳等の症状がある方の動線や専用スペースの確保など、様々な感染予防対策に取り組んでいるところです。</p> <p>要配慮者の避難については、避難所において、専用スペースを設けるなどの対応をお願いしているところですが、指定避難場所に避難した避難行動要支援者の安全を確保するため、指定避難所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、付添いを原則として、特別養護老人ホーム13か所、介護老人保健施設7か所、障がい者施設7か所と災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書を締結し、災害時等に受入れの要請をしています。</p> <p>今後についても、必要に応じて、協定等を活用した避難場所の充実に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>【福祉部】 介護福祉課、 障がい福祉課</p>

意見2 外国籍の方向けごみ分別チラシの改善について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 及川住宅団地自治会</p> <p>■最近、及川住宅団地には外国籍の住民が増えてきたが、市が決めているごみ出しのルールが十分に理解できないようで、もえるごみともえないごみ、資源が混在されたごみを出されることが少なくない。</p> <p>市では、6か国語に翻訳したガイドブックを配っているが、重要な部分をもっと大きくし、外国籍の方にも分かりやすくチラシを改善してほしい。</p>	<p>■6か国語に翻訳されたガイドブックについては、外国籍の方が転入してきた際には、市民課でお配りしています。ごみの排出状況が悪い集積所には、このガイドブックの重要な部分等を拡大し掲出することやチラシを作成することも可能ですので、御相談ください。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■現状、自治会等からの相談はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>

意見3 コロナ禍での環境センターのごみの受入れ体制について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 林第四自治会</p> <p>■市では、新型コロナウイルス感染症について、様々な対策を講じているが、緊急事態宣言が発令中も感染リスクと背中合わせの中、ごみ集積所の収集は止まることなく、生活を支えていただき大変感謝している。</p> <p>しかしながら、緊急事態宣言が解除された以降も、環境センターへ持込みができるごみは、事前に持込みを電話予約した粗大ごみだけで、家庭からでももえるごみやもえないごみ、資源の持込みはできない。粗大ごみと一緒に資源を持込みした場合でも、粗大ごみ以外は持ち帰るように言われる。</p> <p>市民や職員の感染対策を考慮した対応であるが、行政サービスが低下しているのではないかと受け入れないのではなく、①密にならないように順番がくるまで車内で待機してもらい、②マスクを着用し、手指消毒をして手続をするなど、感染対策を徹底した上で環境センターへのごみの持込みを再開してもらいたい。</p>	<p>■現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境センターへの持込みは、粗大ごみとせん定枝のみとしています。これまでは、全ての資源やごみが環境センターへ持込みできる状態であったため、環境センターがいわゆる「いつでもごみを出せる大きなごみ集積所」になっており、一部ごみの減量化・資源化につながっていない面も見受けられました。</p> <p>粗大ごみやせん定枝以外のごみや資源は集積所収集を原則としていることから、ごみ減量化、資源化をより一層推進するため、誠に申し訳ございませんが、今後も継続して、環境センターへの持込みは、粗大ごみとせん定枝のみとさせていただくことを検討していますので、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>

意見4 道路の白線の再塗装、防犯カメラの設置、荻野川の氾濫対策について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 及川第三自治会</p> <p>■市内の道路には、横断歩道や中央線の白線が消えかかっている箇所が多く見受けられる。非常に危険であるため、総点検し、早急に再塗装をお願いしたい。</p>	<p>■路面標示が薄くなっていることは、市全体の問題として捉えています。全国的にも同様の問題を抱えています。</p> <p>横断歩道や停止線については、県の公安委員会が所管となっているため、不鮮明な路面標示を市が引くと法令違反になってしまい、引くことができません。</p> <p>そこで、県や公安委員会に強く要望したところ、多くの箇所で引き直しを実現しました。</p> <p>しかしながら、まだ不鮮明な路面標示が多くあることは重々承知しています。市としましても、路面標示の消失箇所を把握した場合は、速やかに補修依頼しているところですが、今後も状況の把握に努めるとともに、県に対し早急な対応を粘り強く要望していきます。</p> <p>なお、道路上に表示している「この先横断者あり」や「学童注意」などといった注意書きについては、市でできますので、必要に応じ、再塗装に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p>
	<p>■地区内のごみの集積所に、不法投棄が多発している。防犯カメラを設置してほしい。</p>	<p>■ごみ集積所への防犯（監視）カメラの設置については、期間限定で貸し出すことが可能ですので、御相談ください。</p> <p>なお、不法投棄が多発している地区内の全ての集積所にカメラを設置することは、非常に難しく、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>
	<p>■地区内を流れる荻野川に土砂が堆積し、川底が浅くなってきているようである。洪水の危険があるため、土砂を撤去するよう県に要望してほしい。</p>	<p>■荻野川の川底の土砂撤去については、平成26年度から平成29年度まで継続して実施されています。</p> <p>その後も土砂の堆積状況等を県と市、双方で確認しており、令和2年度は、上使橋下流部で河床整理が予定されています。</p> <p>今後についても、県と市双方で定期的に状況を確認し、効果的な対策が継続されるよう、県に対し要望していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■令和2年度に予定されていた上使橋下流部の河床整理については、堆積状況を現地確認した結果、令和2年度については見送ることとし、堆積量の多い下流部分の小鮎川との合流部（下小鮎橋下流付近）において実施すると、県から連絡がありました。</p> <p>なお、荻野川の河床整理については、令和3年度以降も継続的に行う考えであると伺っていますので、引き続き要望していきます。</p>	<p>【都市整備部】 河川ふれあい課</p>

意見5 及川地区の堰（用水取水口）管理の危険作業について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 及川第二自治会</p> <p>■及川地区は小鮎川と荻野川から3つの堰を通して用水が引かれている。堰の管理は、土木委員や地元耕作者が交代で取水口のごみ取りなどの管理をしている。</p> <p>台風や大雨の時には、堰の見回りや取水口の閉鎖作業を行う必要がある。台風のもたらす多量のごみや砂利が堰をふさぎ、復旧作業負担が増えている。また、道路上暗渠排水路に竹のような長尺ものが水路をふさげばグレーチングを外してごみを撤去するという路上作業は交通事故の危険かつ重労働を強いられる。及川地区の3つの取水口の改良について、次のとおり提案いたします。</p> <p>1 及川表堰の改良について コの字型の金属ステップ17段ほど、4.5mの高さの河床に下りるのにロープを頼りにしている。当然、片手にはスコップを持っているので、片手での昇降は非常に危険な状況である。そこで、片側に手すりを付ける、ステップを滑り止め平面に加工するなど安全な昇降ができる処置をお願いしたい。</p> <p>また、台風などの増水時に水門に多量の土砂が流れてくるので、その都度4～5人で土砂をかき出している。電動非常用水防板を取水口の外側に設置して土砂の流入を防ぐことにより作業の軽減を図りたい。</p> <p>2 及川谷戸堰の改良について コの字型の金属ステップを1.5m下りた作業台または2.5mの高さの水面付近に斜面を下りるのにロープを頼りにしている。当然、片手にはごみ取り用熊手を持っているので、片手での昇降は非常に危険な状況である。そこで、片側に手すりを付ける、ステップを滑り止め平面に加工するなど安全な昇降ができる処置をお願いしたい。</p> <p>また、現在、地元の有志が取水口入り口に水面浮遊物の流入を防ぐステンレス製の板を仮設置して状況を確認している。より効果的な装置を検討して、本格的に導入してほしい。例えば、パンチングメタルに横方向の縞をプレスして取水口入り口全面に取り付けて、1日1回止水用ゴムバルブのエア抜きを行い、浮遊物を除去するなどの効果的な対策をしてほしい。</p> <p>3 及川金谷堰の改良について 現在1.5m下の作業台に降りて1.5m下の水面からごみを3mくらい上げている。危険かつ重労働を強いられている。</p> <p>改善策として、取水口外側にごみ籠を設置し、電動で4mほど引き上げれば、下に降りずにごみが回収できるようになる。また、上部に転落防止柵を設ければ、危険作業と重労働が劇的に改善できる。</p> <p>上記対策を優先してほしいが、不都合であれば、低い位置での梯子の保持は危険性が高いので、高い位置まで梯子を設置してほしい。また、片手にはごみ取り用の熊手を持っているので、片手では非常に危険な状況であるため、熊手の保持機能を付けて、両手で梯子を確保できるようにしてもらいたい（3点保持）。なお、熊手でごみを救う作業は転落の危険が高く、一人作業なので転落は死につながる。防護柵も設置してほしい。</p>	<p>■各地区の堰の管理については、用水利用者を主とした生産組合等に依頼しています。また、堰の不具合等の対応についても、堰の管理者からの要望に伴い進めています。</p> <p>今回御要望のありました、及川表堰、及川谷戸堰及び及川金谷堰の改良については、各堰の管理者等と構造について調整するとともに、1級河川小鮎川と同荻野川の管理者の神奈川県と河川法における協議を行い、安全対策を検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【環境農政部】 農業政策課

意見6 国道412号バイパス沿いの道路照明灯の設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 及川第一自治会</p> <p>■国道412号バイパスの平成橋から北に向った及川八幡神社前信号までの約500mの区間には、街路灯が設置されていない。夜間でも、歩行者や自転車の往来が非常に多く、大変危険を感じている。特に、無灯火の自転車にはひやっとさせられることがある。</p> <p>この区間を安心安全に通行できるよう街路灯の設置を国に要望してほしい。</p>	<p>■国道412号については、県が管理する道路となりますので、管理者である厚木土木事務所へ地域の御意見として、街路灯の設置要望があることを早急に伝えていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■国道412号を管理している県道路維持課に街路灯設置要望を伝えたと、県では事故防止の観点からカーブ箇所を設置しており、原則直線になっている道路には街路灯を設置しないとのことでした。</p>	【国県道調整担当】 国県道調整担当

意見1 AED設置助成制度の導入について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 鷲尾一丁目自治会</p> <p>■日本救急医療財団が令和元年にまとめた「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、心肺停止の発生場所による状況について、「7割以上が住宅で発生するが、目撃される割合と心室細動の検出頻度は公共場所のほうが高く、救命される可能性も高い」としている。</p> <p>老人憩の家など公共施設へ設置がされているが、自治会館など高齢者が多く集まる公共性の高い場所にも設置が進むよう助成制度を導入できないか。</p>	<p>■現状においては、助成制度の導入は考えていませんが、自治会でAEDの購入や賃借する場合は、自治会活動補助金を活用いただけます。</p> <p>また、消防本部では、一時的に多数の人が集まる催事や行事等において御利用いただける貸出し用のAEDがありますので御活用ください。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>【消防本部】 救急救命課</p>
意見2 カーブミラーの点検について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) とびお24街区自治会</p> <p>■カーブミラーで安全確認をする際に、見にくいとの話をよく聞く。設置から長年経ち、ミラーの角度や汚れによるものと考えられる。</p> <p>連絡をするたびに担当部署はその都度確認し対応してくれるが、他の地区でも同様の問題が起きていると思うので、計画的に市全体のカーブミラーの点検をしてもらいたい。</p>	<p>■カーブミラーの維持管理に関しましては、連絡があった箇所については早急に対応しています。今後についても、引き続き適切に対応していきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【道路部】 道路維持課</p>
意見3 ごみ戸別収集の有料化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 鷲尾四丁目自治会</p> <p>■現在、市ではごみの戸別収集をモデル事業として小野地区、金田地区、まつかけ台地区の3地区で実施している。</p> <p>全自治会においても高齢化等が進んでいるため、有料化の方向で早急実現してほしい。</p>	<p>■家庭ごみの有料化については、ごみの減量化・資源化を推進する上で、ごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性や住民意識の向上などが図られる有効な手段の一つであり、戸別収集についても、ごみ出しの負担軽減や排出者責任の明確化のほか、分別意識の向上などにもつながると認識しています。</p> <p>全市での実施に当たっては、費用負担も生じることから、自治会や市民の皆様から御意見を伺い総合的に検討していきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>
意見4 横断歩道や一時停止等の路面表示について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 鷲尾四丁目自治会</p> <p>■路面に表示している横断歩道や一時停止等の線は警察の対応とのことだが、先日も町内で事故が発生した。線が薄くなっているため見逃してしまい、事故につながっている可能性もある。</p> <p>市からも警察に要望してもらっているが、なかなか実現されないの、交通安全のため継続して強く要望してほしい。</p> <p>市としてもできる対策をしてもらいたい。</p>	<p>■横断歩道や一時停止など道路交通法に関する路面標示については、県公安委員会の所管であり厚木警察署が窓口となります。</p> <p>市としても、路面標示の消失箇所を把握した場合は、速やかに補修を依頼しています。また、必要に応じ、市では「この先横断者あり」や「学童注意」などといった注意書きを路面に表示することができますので、場所によってはそのような手法も効果的であると考えています。</p> <p>今後についても状況の把握に努めるとともに、警察や関係機関と連携し問題の早期改善に努めていきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p>
意見5 街路灯と防犯灯の塗装について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 鷲尾四丁目自治会</p> <p>■鷲尾地区は開発して約40年が過ぎ、街路灯と防犯灯はLED化されたが、ポール（支柱）が錆びて塗装がはがれ景観が良くない。</p> <p>鷲尾地区全体について、現状を確認し、早急に塗り替えをしてほしい。</p>	<p>■街路灯については、令和3年度から市全体の街路灯の現状について点検を行っていきます。</p> <p>その結果を踏まえ、劣化の著しいものから対応していきます。</p> <p>また、ポール式防犯灯については、状況を確認させていただき、地域の皆様と調整の上、修繕が必要と判断されるものについては、対応を図っていきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 セーフコミュニティづくり安全課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p>

意見6 国道412号歩道の整備（北部自治会区域内）について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 北部自治会</p> <p>■上荻野北部自治会区域内には、国道412号が通っているが、未だに歩道の未整備区域がある。</p> <p>現状では、歩行帯が狭く歩きにくい。近年は交通量や人の往来も増えて非常に危険である。</p> <p>歩道の整備を要望し、危険区域を早期解消し安心・安全な地域にしたい。</p>	<p>■国道412号については、県が管理する道路であり、みはる野入口交差点から平山坂下交差点間の拡幅及び歩道の整備促進等については、本市と愛川町の関係者で構成する「国道412号線建設改良促進協議会」で、要望活動を行っています。</p> <p>本路線は、東名高速道路厚木ICや中央自動車道相模湖ICへのアクセス道路として、観光振興や大規模災害時の緊急輸送路など広域的な意義を持つ幹線道路であり、非常に交通量の多い状況となっています。</p> <p>このため、円滑で安全な交通動線の整備が必要であると認識しており、歩行者の安全確保を図るべく、住民の皆様にとって日常的に重要な道路であることを強調し、引き続き県に対し要望していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和2年12月に「国道412号線建設改良促進協議会」を通じて、県に要望書を提出しました。</p>	【国県道調整担当】 国県道調整担当

意見7 新市庁舎建設について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) とびお24街区自治会</p> <p>■本厚木駅周辺は、マンションの建設が多くされているが、商業施設などが不足している。新市庁舎の建設予定地は、中央図書館東側のエリアとのことだが、新たな課題等も想定されるため、駅前に建設することに納得していない方もいるのではないかと。次の課題等について、どのような対策をするのか。</p> <p>① 駅前で新たに交通渋滞が発生するのではないかと。</p>	<p>■中町第2-2地区に市庁舎を含めた複合施設を整備した場合の周辺交差点の交通影響評価については、市庁舎の建て替え場所を定めた厚木市新庁舎整備基本構想の策定時に調査しています。</p> <p>調査の結果、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題は生じないという評価がされています。</p> <p>しかしながら、現在の交通体系に満足することなく、周辺の既存道路の拡幅や新規道路の整備を進め、更なる円滑な交通環境や安全な歩行環境の実現に取り組んでいます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市街地整備担当】 市街地整備課
	<p>②本厚木駅周辺は、浸水想定区域内であるため、危機管理部署自体が被災してしまうのではないかと。</p>	<p>■県が定めた本厚木駅周辺の洪水浸水想定は、計画規模で0.5メートル以下、想定最大規模で3メートル以下となっています。</p> <p>市庁舎を含めた複合施設の浸水対策については、厚木市複合施設等整備基本計画に考え方を定めています。具体的には、敷地のかさ上げや浸水防水板の設置、雨水貯留機能等の設置を検討するとしています。</p> <p>また、危機管理部署を含めた災害対策本部・消防本部機能については、地上から3m以上の階数に設置するとともに、設備機器についても、地上から3m以上の階数を境に切り離して運用できる構成とすることにより、想定される浸水被害に対しても、万全な業務継続機能を確保した複合施設を整備していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	
	<p>③ 新市庁舎では、市民の利便性は向上するのか。地区市民センター業務をさらに拡充すれば、大きな市庁舎を建てなくても、小さな新市庁舎で建築コストも削減できるのではないかと。</p>	<p>■地区市民センターでは、住民票や各種証明書の発行など、市民の皆様の利用が多い限られた業務を行っているところでございます。</p> <p>現在、本庁舎や第二庁舎で事務処理をしている専門的業務についても、地区市民センターで同様に処理することができるようにするには、経費、人員、時間を投入する必要がありますので、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的配分と市民の皆様の利便性のバランスを考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。</p> <p>また、新市庁舎の規模については、現在の本庁舎と第二庁舎を合わせた規模よりも小さい規模で、複合施設の中に整備していくことを想定しています。現在の市庁舎よりも、大きな市庁舎を整備する計画ではないということについても、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	

意見8 自治会長への依頼・要望について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) とびお24街区自治会</p> <p>■地域の高齢化が進み、自治会役員の担い手が不足し、選任に苦慮している。</p> <p>令和元年の自治会長の参加依頼などの件数は、自治連、防災、学校、消防、交通安全関連など108件あった。ほとんどが代理出席もできず、この他にも地区の自治会活動もあり、役割があまりにも多すぎる。</p> <p>毎年、同じことを同じように実施するだけでなく、地域の自治会の在り方を検討してもらいたい。</p>	<p>■自治会では、地域の皆様が住んで良かったと思えるような地域社会の実現に向け、親睦を深めるための行事や地域課題の解決に向けた取組など、快適に暮らしていく上での様々な活動を行っており、暮らしの中で大変重要な役割を担っています。</p> <p>近年では、自治会員の高齢化、役員の担い手不足、加入率の低下など、各自治会では様々な課題を抱えていると認識しています。特に自治会長の負担が大きいため、会議日数の削減や委員等の選任方法を見直し、負担軽減につながるよう全庁的に依頼をしました。</p> <p>自治会長の負担軽減を含む自治会の在り方については、引き続き、厚木市自治会連絡協議会と協議し、見直しを進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見9 コミュニティ交通実証運行の継続と今後の対応について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 鷺尾一丁目自治会</p> <p>■平成30年度より鷺尾地区、みはる野・まつかけ台地区において、コミュニティ交通の実証実験・実証運行をしてきた。令和元年度は、有料化した影響と思われる利用者の減少があったものの、買い物を中心に利用する方がいることが分かった。特に地域の高齢者にとっては欠くことができないものとして、利用しやすいシステムを作り上げてもらいたい。さらに、モデル地区以外にもコミュニティの交通を導入して、多くの地域で利用しやすい厚木モデルを作ってほしい。</p>	<p>■平成30年度、令和元年度に渡り、鷺尾地区、みはる野・まつかけ台地区においてコミュニティ交通の実証運行を実施し、地域のニーズや採算性について検証しました。その結果、外出に不便を感じている方のうち、コミュニティ交通の運行により利便性が向上したと感じた方が少なからずいられることが確認できました。今後につきましても、ルート、ダイヤ、便数などを見直しながら、地域において確立した交通手段として定着させていきたいと考えています。また、他の地区においても、地域特性に合ったコミュニティ交通の考え方について、現在、策定を進めている（仮称）総合都市交通マスタープランの中で検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和3年3月8日から、鷺尾地区、みはる野・まつかけ台地区において、コミュニティ交通を令和5年度までの予定で継続運行するため、令和3年度予算要求済みです。他地区においては、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」にコミュニティ交通導入計画を位置づけ、令和3年度から施策展開していきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見10 鳥獣被害対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 用野自治会</p> <p>■鳥獣（猪、猿、鹿等）被害対策として、電気柵を設置して鳥獣侵入を防いでいるが、用野・北部地区に設置の電気柵は形状が古く、金網下部に折り返しが無いため、鳥獣によるめくりが各所にあり、侵入が容易である。このため、近隣の農作物を食い荒らすなどの被害が増加している。補修を行っているが間に合わないため、新型（折り返しあり）の電気柵に交換できないか。</p>	<p>■当該区間（約2km：上荻野1・2号線）については、御指摘のとおり、折り返しが無い構造となっています。既に一部区間において、業者による補修を行った経過がありますが、今後も引き続き現地の状況や設置箇所の地形等も踏まえ、効果的な修繕対応も含め、検討していきます。なお、全ての区間を一度に対応することは困難ですので、区間ごとの段階的な対応について御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和3年3月末までの工期において、予算対応が可能な部分について補修する予定です。なお、令和3年度以降も段階的に補修対応を継続していきます。</p>	【環境農政部】 農業政策課
	<p>(2) 鷺尾四丁目自治会</p> <p>■鷺尾山ハイキングコースは、市内外から多くのハイカーが訪れ、人気コースの一つだが、樹木・雑木等が生い茂り、猪や鹿等が出没し、近くの天覧台公園・峰公園や民家の庭にまで現れるなど、危険な状況である。早急に伐採等を行い、環境整備をしてほしい。また、ハイキングコースの入口階段の手すりの塗装が劣化し、側溝破損等が見えられ、大雨の際には、側溝の土砂落葉が歩道に流れ出て清掃が大変です。大至急整備をお願いしたい。</p>	<p>■階段の手すりの塗装については、既に要望書をいただいております。また、側溝については、現地を確認し関係各課と調査し対応していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路維持課
	<p>■天覧台公園と鷺尾峰公園については、鷺尾緑地に隣接し、公園から緑地が見渡せる自然豊かな公園です。しかしながら、緑地と隣接しているがゆえに、猪や鹿等が出没しているという情報もあることから、猪や鹿等の出没を防止するため、関係課とも調整を図りながら7月に樹木・雑木等の刈込を実施しました。今後におきましても、公園緑地の適正な管理に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【都市整備部】 公園緑地課	

意見11 土砂災害の未然防止について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 用野自治会</p> <p>■令和元年の台風19号による大雨の際には、道路下に埋め込まれている土管（山からの沢水・排水溝）の吸い込み口が土砂に塞がれ、あふれ出た大量の土砂が民家の庭や畑、道路上へ流出する事態となった。全国各地で大雨による土砂災害が報道される中、同様の事態が予測されるため、土管を径の大きいものに換える等、早めの対策をしてもらいたい。</p>	<p>■用野排水路においては、令和元年の台風19号の大雨による土砂の堆積を撤去し、流路を確保するなど機能保全を実施しました。既設排水路の排水能力は確保されていますが、大雨時における上流からの土砂等の流入に対応するため、排水に支障となる土砂の撤去や定期的なパトロールを実施するとともに適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■自治会長と現地立会後、10月上旬に排水に支障となる土砂の撤去及び竹の伐採を実施しました。</p>	【都市整備部】 下水道施設課

意見12 野良猫のトラブルについて

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) みはる野自治会</p> <p>■みはる野の大谷公園には飼い主から見放された黒猫（野良猫）が数匹いる。餌がなければ死んでしまうため、動物愛護の気持ちから餌をあげる人もいるが、車の上を走り傷がついたりふん尿のトラブルも発生している。</p> <p>会員から対応を求められ、自治会としても、厚木保健所環境衛生課と市の生活環境課に相談したが、現状では動物愛護（法）の下に有効な手段がないことが分かった。</p> <p>猫の不妊・去勢手術の補助はあるが、そもそも捕獲することが難しい。ボランティアやNPOの協力をもらいながら、一緒に有効な対応を検討してもらいたい。</p>	<p>■みはる野の大谷公園黒猫(野良猫)の件については、「みんなで守るみはる野の美しい環境」(動物愛護に関するご意見)を拝見させていただき、自治会内での対策や情報共有をされていること、また、自治会長の立会いのもと現場確認による状況を伺い、現状を把握いたしました。</p> <p>今後については、獣医師会・ボランティア・NPOなどの協力を含め、自治会内にお住まいの方々がお互いに気持ちよく生活できるような環境づくりのため、自治会長や皆様と共に解決に向けた取組を進めていきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【環境農政部】 生活環境課

意見1 全てのごみ集積所の廃止と完全戸別収集（有料）の実施について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境 関 連	<p>(1) 白山自治会</p> <p>■家庭からでるごみの減量等を目的に、市内モデル地区でごみの戸別収集を試行中であるが、対象は「もえるごみ」の戸別収集で、「もえないごみと資源」については、今までどおり、ごみ集積所に出す方法となっている。</p> <p>ごみ集積所を残した場合は、ごみ出しのルールを守らない人が少なからずいるので、全てのごみ集積所を廃止し、「もえないごみと資源」も戸別収集とする完全戸別収集方式（有料）とすることが、良い収集方法だと思う。</p> <p>藤沢市では戸別収集方式（有料）実施後、しばらく経過しているので検証し、参考にしてもらいたい。</p>	<p>■戸別収集については、ごみ出し負担の軽減や排出者責任の明確化、分別意識の向上などにつながるものと考えており、有料化については、ごみの減量化・資源化を推進する上で、ごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性や住民の意識の向上などが図られる有効な手段の一つであると考えています。</p> <p>集積所の課題等も認識しており、先例事例を参考に、総合的に検討していきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【循環型社会推進担当】 環境事業課

意見2 宮の里二丁目高台ロータリーへの防犯カメラの設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯 関 連	<p>(1) 宮の里第二自治会</p> <p>■宮の里二丁目高台ロータリーは、眺望・見晴らしが良く来訪者が多数あり、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨て、車の急発進や急ブレーキによる騒音等で地域住民が大変困っている。</p> <p>自治会としては、月1度の定期清掃だけでなく、発生の都度清掃を実施しているほか、警察へのパトロールの強化要請（昭和58年から）、眺望の妨げとなる植樹（平成13年レッドロビン100本：公園緑地課）、着脱可能型通行止め柵・看板2基の設置（平成15年道路維持課）、周辺住人により通行止め柵の取付け・取り外しの対策を行い、一定の効果はあった。</p> <p>しかし、コロナ禍において、緊急事態宣言が発令された頃から、通行止め柵を取り外し侵入するグループが週末に現れるようになり、周辺住民に大変迷惑が掛かり、看過できない状況である。</p> <p>過去に自治会で不審者対策として防犯カメラを設置したが、維持管理費や管理者がテープ交換をするためプライバシーの問題があり平成30年度に廃止した経緯がある。</p> <p>市直営の防犯カメラの設置は、小・中学校の通学の安全確保、駅、繁華街の防犯対策として令和元年度まで実施されていたが、県の補助が無くなり、令和2年度は事業計画はないと聞いている。</p> <p>本来あるべき平穏な環境維持のため、市直轄により防犯カメラの設置と維持管理をしてもらいたい。</p>	<p>■住宅地のロータリーについては、大型車等が容易にUターンができるので、通行が整理され周辺の安全性が高まるなどのメリットがあり、宮の里高台にあるロータリーについても、配達車両等の安全な通行に役立っている面もあります。</p> <p>防犯カメラについては、令和元年度までは、小・中学校の通学路の安全確保のため、市で防犯カメラを通学路に設置していましたが、令和2年度については、自治会が防犯カメラを設置する際に、設置費の一部を県と市が補助することで、地域防犯力強化の支援を行っています。</p> <p>自治会で新たに防犯カメラの設置を希望される場合には、こちらの補助制度を活用していただいておりますが、防犯カメラ設置後の維持管理については、自治会をお願いしているところです。</p> <p>なお、現在は記録媒体としてSDカード等を使用し、自動で上書き保存される防犯カメラが主流となっており、テープ交換をする必要はございません。プライバシーについても、「厚木市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、各自治会において設置・運用要領を作成し、プライバシーに十分配慮した上で運用していただいております。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 セーフコミュニティづくり安全課

意見3 小鮎川の整備（堤防の桜並木遊歩道）について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川 整 備 関 連	<p>(1) 千頭中下自治会</p> <p>■市政60周年記念事業として小鮎川左岸堤防に植樹した桜並木も毎年美しく川辺を彩るようになった。</p> <p>小鮎川沿いは林地区や吾妻町まで桜のある箇所が点在しているが、この点をつなげるように桜を植え、飯山観音庫裡橋まで整備したら、桜の一大観光スポットになるのではないかと。</p> <p>小鮎川沿いを自然の姿をできるだけ残しながら桜並木や遊歩道の整備も含め、護岸整備には天然の石や岩を使う近自然工法を取り入れ河川整備をし、市民が集う、清らかな川として後世に残せるよう、検討してもらいたい。</p>	<p>■小鮎川については、一級河川として県が管理をしており、既に護岸整備の計画が進められている区間もあると伺っています。</p> <p>桜の名所として、川の流れと堤防沿いの桜が織りなす美しい風景が市内に増えることについては、望ましいことです。</p> <p>しかしながら、河川敷への植樹については、破堤や越水の原因となる可能性があり、治水上の課題もあることから、慎重に検討する必要があると考えられますので、具体的にいただいた近自然工法などの内容を県に伝え、今後の河川整備の検討内容に加えていただけるよう要望していきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■小鮎川の河川整備については、現在、県で「多自然川づくり」の考えで検討しており、地元からの御意見を検討に加えていただくよう要望しました。</p>	【産業振興部】 観光振興課  【都市整備部】 河川ふれあい課

意見4 行政のチェックと改善について			
分野		回答	担当部課
その他	<p>(1) 千頭中下自治会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の対応により、従来から見直しが必要とされながら実現されなかった課題等が浮き彫りとなったと思うので、今をチャンスと捉え、行政運営全体をチェックし、ウィズコロナの時代に適合できるよう行政改革を進めてもらいたい。改革をしなければ、今後、市の財政は厳しくなっていくと思う。</p> <p>特に、組織や行政サービスの提供などに目を向けて改善をしてほしい。</p>	<p>■市では、昭和60年度以降、行政改革の取組の方針（行政改革大綱）を策定し、継続的に行政改革に取り組んでいます。これまでの行政改革では、職員の削減や組織のスリム化を図り、人件費や事務事業の見直しによる歳出削減に加え、収納対策の強化等による収納率の向上や未利用地等の売却などの財源確保に取り組んできました。</p> <p>現在、令和3年度から8年度までを取組期間とする新たな行政改革大綱の策定に併せ、新たな職員の定員管理方針の策定を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢の変化や新たな行政需要の発生にも柔軟に対応していくための組織づくりとそれを構成する人材の育成に取り組む、将来を見据えた強い組織づくりに取り組んでいきます。</p> <p>また、市民の皆様の利便性の向上を図るため、業務プロセスの見直しや行政手続のデジタル化を推進するなど、質の高い行政サービスの提供に向けた行政改革にも取り組んでいきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】 行政経営課</p> <p>【総務部】 行政総務課</p>
	<p>■新型コロナウイルスの影響は想定外の状況であり、今後の財政難が不安で心配である。</p> <p>企業誘致や観光地整備などの将来の財源確保を生み出す事業に投資することも重要であり、現在の状況と今後の見込みを教えてください。</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症による市税への影響は避けられないところですが、歳入については財政調整基金の活用や特定財源の確保に努めるとともに、歳出についてはゼロベースで事業を精査するなど様々な手法を用いて安定的な財政運営を行ってまいります。</p> <p>また、将来にわたって活力あるまちであり続けるため、都市基盤整備を推進するための主な事業として、現在、市では新たな産業拠点の創出を目指し、組合施行による土地区画整理事業を支援しています。</p> <p>森の里東地区については、令和5年度の竣工に向け、造成工事が実施されていますが、既に立地企業2社が操業を開始するとともに、現在2社が工場建築中となっています。また、酒井地区については、令和元年9月に土地区画整理組合を設立認可し、令和6年度の竣工に向け、造成工事が実施されています。</p> <p>両地区とも将来の持続的な市政運営に重要な役割を果たす事業であり、計画どおり進捗するよう積極的な支援を継続してまいります。</p> <p>さらに、9月には圏央道の厚木パーキングエリアに接続するスマートインターチェンジ（厚木PAスマートIC）が県内初で開通し、これからも厚木環状3号線などの道路整備にも取り組んでいきます。</p> <p>中心市街地の魅力や利便性の向上に向けた主な事業としては、来春に本厚木駅南口に地上22階建てビル、バス・タクシーと一般車を分離する駅前広場の整備が完了しより便利な広場に生まれ変わります。</p> <p>今後についても、中町第2-2地区周辺整備関連事業などを進め、将来を見据えたまちづくりにこれからも取り組んでいきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■森の里東地区においては、工場建築中だった1社が令和3年1月に操業を開始し、また、新たに1社が建築工事に着手しました。</p>	<p>【財務部】 財政課</p> <p>【市街地整備担当】 まちづくり推進課</p>
		<p>■企業誘致については、平成17年の条例制定から、63社に対し奨励措置を行いました。内訳としましては、市内への新たな事業所の設置に対し20社、市内企業による増設などの再投資に対し43社の固定資産税等の減免措置や各種奨励金の交付を行いました。</p> <p>今後については、新型コロナウイルス感染症により、多くの企業が売上げ減少などの影響を受けている状況ですが、引き続き企業誘致を進め、地域経済の活性化に寄与していきます。</p> <p>また、現在、観光拠点の強化を図るため、飯山白山森林公園桜の広場周辺の整備に取り組んでいるところであり、平成30年に作成した基本構想に基づき、実施設計を進めています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■現在、効果的な企業誘致の推進と産業が集積している地域（工業団地など）の保全を図るため、条例改正の手続きを進めております。</p> <p>飯山白山森林公園桜の広場周辺の整備については、中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【産業振興部】 産業振興課、観光振興課</p>

意見5 パークゴルフ場の開設について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p><b>(1) 千頭中下自治会</b></p> <p>■近年、高齢化により適切に農地を管理することが困難な状況となってきている。 農地の転用の一つとして、パークゴルフ場の整備を検討できないか。パークゴルフはクラブ1本で子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しく気軽にできるスポーツで、運動不足の解消や健康増進に最適で、当地区（米澤病院東側一帯の田）の開発の検討をしてもらいたい。</p> <p>近隣所在施設 1、県立相模三川公園 パークゴルフ本コース9本、パークセンター、遊具、スポーツ施設、イングリッシュガーデン</p> <p>2、木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場 9ホール2コース、計18ホール、管理棟、土沢野球場、土沢多目的広場併設</p>	<p>■パークゴルフ場の整備については、市民の皆様のレクリエーションや健康増進の場を提供できる場所として理解していますが、広大な用地の確保に課題があるものと考えています。 当該地区の農地については、将来の計画として都市計画道路上今泉岡津古久線に一部該当しますが、大部分が農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図る土地として農業上の利用以外が認められない農用地区域に指定されています。 このことから、道路などの事業用地以外は都市的な土地利用が厳しく制限され、農地転用については、立地基準や個別基準等の各種基準を満たす必要があり、御意見いただいた農地は、立地基準上、農地転用を認めることができません。 なお、高齢化等により農地の適正な管理が困難な場合には、一定の手続きにより貸借することもできますので、農業委員会に御相談ください。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更点等はありません。</p>	<p>【環境農政部】 農業政策課</p> <p>【都市整備部】 公園緑地課</p> <p>【社会教育部】 スポーツ推進課</p> <p>【農業委員会】 農業委員会事務局</p>

意見6 健康長寿・医療の充実（宮の里地区の無医地区解消）について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p><b>(1) 宮の里中央自治会、宮の里第二自治会</b></p> <p>■宮の里地区は、現在600世帯が居住する住宅地だが、居住が始まった36年前からあった地域で唯一のクリニックが令和2年3月に閉院となった。 閉院の話があった頃から、存続を要望していたが、願いはかなわず医療機関のない地区となってしまった。地域居住者の高齢化率は75歳以上の世帯が約30%に及んでいるが、一人住まいの高齢者にとっては、バスを利用し通院することは切実な問題がある。 地域の医療拠点がなくなり、不安も感じている。地域で医療サービスを受けられるよう、①開業医の誘致、②公立・私立病院の分院、出張所等の開設、③土地や施設を市が確保し医療事業者に廉価提供する等、地域住民の健康・長寿・安心のために、無医地区の解消につなげてもらいたい。</p>	<p>■無医地区の解消については、厚木医師会と情報共有していきます。 なお、市では、厚木医療サポートセンター内に「厚木医師会在宅医療相談室 ルリアン」を開設し、在宅医療に関する相談支援のほか、市内10か所の地域包括支援センターでは、保健師や社会福祉士などが、地域の皆さんの健康・生活などの様々な相談に乗っておりますので、医療、介護等でお困りの際は、御活用ください。 今後についても、介護職などの人材確保のための就職相談会の開催や安心して誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現に向けて、医療、介護、福祉などの多職種連携強化を図るとともに、見守り・支え合う地域づくりに取り組んでいきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 地域包括ケア推進担当</p>

意見7 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p><b>(1) 千頭上自治会</b></p> <p>■千頭地区には、空き家が5、6軒あり、防犯、衛生、景観上、地域住民の生活環境に悪影響がある。 各所有者の事情は多々あると思うが、所有者（所在不明の場合もあり）への諸勧告、撤去、解体等を積極的に行ってほしい。</p>	<p>■近隣に影響を及ぼしている空き家については、関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施するなど、状況の把握に努めています。 市では空き家情報について、庁内でデータベースを整備し、情報を共有していますので、必要に応じて、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っています。 令和元年度は、相続人不存在のため管理不全となり、近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市初となる略式代執行による除却を行いました。 なお、近隣の皆様に御迷惑が掛かっている状況にある千頭地区の5、6軒の空き家については、現場を確認させていただき対応します。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点に対処済みです。</p>	<p>【まちづくり計画部】 住宅課</p>

意見1 小野、岡津古久地内における公共交通の利便性向上について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 岩田・町屋・竹の内自治会、堀合自治会、岡津古久自治会</p> <p>■玉川地区は、市内15地区のうち、15歳未満の年少人口の割合は市内で2番目に低く、65歳以上の老年人口の割合は市内で3番目に高い地域であり、少子高齢化の傾向にある。(令和元年10月1日現在 住民基本台帳に基づく人口)</p> <p>平成22年1月まで「厚木バスセンター」から「小野橋ゆき」のバスの運行があったが、終点となっていた場所の土地利用の変更のため、使用ができなくなり廃止になった。</p> <p>現在は、小野橋バス停と小野宮前バス停が最寄りのバス停となり、遠い方では、自宅からバス停まで約1.5kmの距離がある。</p> <p>現状では、家族の協力により自家用車を使用しての移動となるが、今後、高齢化がより進むこともあり、現状のままでは通学、通勤、買物など日常生活に対して不安を感じる。</p> <p>日常生活に必要な移動手段として、バス路線の延長をバス事業者に要望することや市としてコミュニティバスの運行を検討してもらいたい。</p>	<p>■路線バスの延長については、土地の問題や採算性などの理由により廃止された経緯があることから、バス事業者による路線の延長は難しいものと考えられますが、地域から要望があることは伝えていきます。</p> <p>コミュニティ交通の導入に当たっては、その地域における高齢化率などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、その地域の特性に合ったものとして、継続性のある運行システムとしていく必要があると認識しています。</p> <p>今後については、高齢社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造と、地域包括ケア社会の実現に向け、本市の路線バスネットワークを考慮しつつ、現在、策定を進めている(仮称)総合都市交通マスタープランの中で検討し、福祉部局とも連携し取り組んでいきます。</p> <p>また、直接的なものではありませんが、市外にお住まいの子世帯の方が、親世帯との近居・同居のために、市内に住宅を取得等する場合の費用の一部を補助する制度もありますので、今後も、互いに支え合えるまちづくりの実現に向けて、制度の周知に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■路線バスの延長については、御要望をバス事業者に伝えましたが、需要が見込めないと運行再開は難しいとの回答でした。</p> <p>高齢者の移動支援については、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」にコミュニティ交通導入計画を位置づけ、令和3年度から施策展開していきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課、 住宅課

意見2 小野地内「中屋橋バス停」乗降場所の設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 中屋・榎田・桐山自治会</p> <p>■七沢方面から本厚木駅方面に向かう「中屋橋バス停」について、現在、バス乗降場所が存在していない。</p> <p>このバス停は地元の方は利用するが、近隣の介護老人福祉施設や医療機関に訪問する方は、知らずに離れたバス停を利用し、乗降場所のない中屋橋バス停を利用する方は見受けられない。</p> <p>また、地元の方でバスに乗車する場合は、中屋橋の歩道側で待ち、雨風をしのぐ場所もなく、路線バスが停車すると橋の入口をふさぐ状態になり、一般車両の通行にも支障をきたしている。</p> <p>該当路線の前後のバス停(玉川農協前、小野橋)は、玉川の河川側に切り出した形で乗降場所を設置している。バス事業者等との調整が必要かと思うが、安心・安全に利用できるようバス乗降場所の設置をしてもらいたい。</p>	<p>■中屋橋バス停については、七沢方面に向かう停留所側の歩道にバスポールと乗降場所が設置されていますが、本厚木駅方面に向かう停留所側には、御指摘のとおり適当な場所がなく設置されていないのが現状です。</p> <p>バス利用者にとって、本厚木駅方面側にも安全な乗降場所がある方が望ましいことは認識していますが、乗降場所を設置するには、河川管理者や道路管理者、また、警察の了解が必要となることから、関係者と協議していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中屋橋バス停への乗降場所等の設置については、バス事業者や道路管理者(市道路管理課)、河川管理者(県厚木土木事務所許認可指導課)、交通管理者(厚木警察署)と協議を進めていますが、それぞれの管理者の設置基準等を満たすのは困難な状況です。</p> <p>なお、当バス停は、令和2年12月の国土交通省の通知により、安全性確保の検討が必要なバス停と判定されたことから、今後の対応について、引き続き、関係者と協議していきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見1 防犯カメラ設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 戸室小田急住宅自治会長</p> <p>■当自治会の範囲は、非自治会員も含めて約180戸の住宅地で、ここ数年は、年に2・3件の空き巣や夜間の忍び込みが発生し、人的被害はないものの金品の被害が発生している。事件発生の際に、地域住民には注意喚起をし、戸締りの徹底やセンサーライトの設置、警察へのパトロール依頼などを行っているが、事件は同じような頻度で発生している。対策強化として、児童館や公園などに防犯カメラを設置してほしい。</p> <p>また、市として既に設置している防犯カメラのモニター画面やモニターデータの取扱いについても教えてほしい。</p>	<p>■市が設置した防犯カメラは、令和2年9月末現在、小・中学校の通学路に42台、本厚木駅周辺などに68台、計110台あり、自治会が設置した防犯カメラは、18団体で計29台設置されています。</p> <p>本市では、自治会が防犯カメラを設置する際に、県と市で設置費の一部を補助しており、補助額は、設置費の9割又は防犯カメラの台数に27万円を乗じた額のいずれか低い額となっていますので、自治会で防犯カメラの設置を希望される場合は、こちらの補助制度の活用をお願いします。</p> <p>また、設置を希望される場所が児童館や公園などの公共施設である場合は、担当部署と調整をしていきます。</p> <p>なお、市で設置している防犯カメラの画像の取扱いについては、プライバシーなどの関係から警察の捜査や弁護士等からの法令に基づく照会等の場合のみ画像の閲覧や提供を行っています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 セーフコミュニティ 暮らし安全課

意見2 災害時の避難所について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 戸室小田急住宅自治会長</p> <p>■「厚木市防災ポケットブック」によると、指定緊急避難場所は、公民館、児童館、老人憩の家、小・中学校などが挙げられている。</p> <p>①児童館や老人憩の家は、どのような手順で避難所として開設されるのか。</p> <p>令和元年の台風15号や19号では、公民館や小学校が避難所として開設されたことは防災無線で放送されたが、児童館や老人憩の家に関する避難場所のお知らせはなかったと思う。</p>	<p>①避難所開設について</p> <p>■指定緊急避難場所については、全てを一斉に開設するのではなく、災害の規模や状況に応じて段階的に開設しており、風水害時には最初に公民館（公民館が浸水想定区域の場合は老人憩の家及び児童館）を開設し、小・中学校、児童館、老人憩の家の順に開設することとしています。</p> <p>令和元年の台風第19号では、まず初めに公民館を避難所として開設しました。その後、避難所へ避難する方が多くなることが想定されたため、小・中学校のほか一部地域においては児童館や老人憩の家を避難場所として開設するに至りました。</p> <p>その際には、防災行政無線や市ホームページ等でお知らせしましたが、今後についても、児童館・老人憩の家を含め避難所を開設する場合には、周知していきます。</p> <p>なお、コロナ禍での避難所については、より多くの開設が必要です。通常は、公民館を始め小・中学校の開設をしますが、御自宅が安全な場合の在宅避難や親戚・知人宅への分散避難、また、車中泊避難ができる施設として文化会館と荻野運動公園を開放しますので、あらかじめ避難時の行動を御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課
	<p>②高齢の方や障がいがある人にとっては、避難所で過ごすことは難しい場合もあるのではないかと。</p> <p>高齢者や障がいのある人が安心して過ごせる避難所の充実を検討してほしい。</p>	<p>②高齢の方や障がいがある人の避難について</p> <p>■高齢の方や障がいがある人の避難について、市では、「災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定」に基づき、災害発生時に社会福祉施設等に要配慮者の受入れについて要請することとしています。協定による施設数は、令和2年9月末現在、計27施設（特別養護老人ホーム13箇所、介護老人保健施設7箇所、障がい者施設7箇所）となっています。</p> <p>これらの施設には、一般の避難所では生活することが困難であり、市が協定施設への移動が適当と判断した方が対象となることについて、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後についても、安心して避難していただける避難所の充実を図るとともに、更なる受入れ施設等との協定締結に引き続き努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課  【福祉部】 障がい福祉課 介護福祉課
	<p>③令和元年の台風の際には、全市に避難勧告が出されたが、高台では急傾斜地を除き避難の必要はなかったのではないかと。指示の仕方をもう少し細やかにしてほしい。</p> <p>また、暴風や大雨の中、避難所に向かうよりも2階以上で過ごすことが可能ならば自宅にとどまった方が良いのではないかと。</p>	<p>③避難勧告等の発令について</p> <p>■令和元年の台風第19号では、市民の皆様を守るため、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令しました。</p> <p>発令の範囲については、対象となる河川沿いで浸水の危険がある区域を対象に発令させていただきました。</p> <p>また、急傾斜地やがけ地の近くにお住いの方のみならず、こうした危険箇所を通行しようとする方にも危険が及ぶため、市としては、避難情報を早期に幅広く発令したいと考えています。</p> <p>なお、避難情報が発令された場合でも、御自宅が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の危険な場所でない場合や安全が確保され、2階以上で過ごすことができる場合は、無理に避難所への避難をせず、御自宅での在宅避難等を御検討いただけるよう市民の皆様への周知にも努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見3 自治体の情報紙等の電子化による効率的な情報の共有化について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 下長谷自治会長</p> <p>■新型コロナウイルスの流行をきっかけに、回覧板や配布物を手渡すなど、生活情報の受発信が今までどおりできなくなっている。</p> <p>学校においても諸外国に比べてオンライン教育等が進んでおらず、子どもたちの教育の機会喪失につながっている。</p> <p>今までの生活では、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化により近所付き合いが希薄しがちな中でも、紙媒体や対面による情報交換が地域のコミュニケーションとして機能してきたが、こうした危機管理下では、むしろデメリットとして、情報がストップしてしまう状況となってしまう。これまでも、班により回覧板の回覧スピードが異なり情報が有効なうちに行き届かないことがあり、また、広報紙を全世帯に紙媒体で配布することは、コストの無駄が大きいと思っていた。</p> <p>今後は、忙しく働く中でも、自治会運営を効率良く行っていく必要がある。</p> <p>これを機会に、仕事のやり方やオンライン授業、情報伝達の仕組みを変革させるチャンスだと思う。すぐに全世帯への情報発信までは至らないと思うが、今後、数年かけて紙媒体と電子情報を併用させながら長期的に導入に向けて取り組んでいく分野だと思う。</p> <p>自治体の情報紙やチラシ等を電子化し、デジタルによる情報共有化手段を導入することで効率的な情報の共有化を実現してほしい。</p> <p>【電子化する情報媒体】</p> <p>①電子回覧板                      ②イベント情報の発信                      ③市、公民館、各団体の刊行物                      ④運営費、集金等の決済機能                      ⑤アンケート等の実施</p>	<p>・広報紙配布等について</p> <p>■広報紙配布において、自治会館等に複数人が集まり三密の状態になる例がありました。そこで、30か所以上の仕分け作業をしている場合は、あらかじめ仕分けした状態で配送する方法を5月1日号から実施しました。</p> <p>また、広報紙は紙媒体での配布以外にも、スマートフォンやパソコンで閲覧ができるよう、市ホームページなどにも電子媒体で掲載しています。</p> <p>今後は、広報紙配布にかかる費用や感染症対策などを踏まえ、配布方法の見直しを検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】                      広報課</p>
	<p>・コロナ禍での効率的な情報伝達手段について</p> <p>■イベント情報の提供や各種刊行物の電子ブック化を行う等、市ホームページにおいて市民の皆様への情報提供を行っています。</p> <p>また、8月には緊急情報、防災情報などを迅速にお知らせするため、SNSを活用したサービスとして厚木市LINE公式アカウントを開設しました。今後も、社会情勢や利用ニーズなどの動向を踏まえながら、効果的な情報発信について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】                      情報政策課</p>	
	<p>・回覧等について</p> <p>■回覧は、特定の地域の皆様に向けたお知らせや、広報あつぎを補完するような情報をお知らせするために、各自治会で実施していただいております。インターネットで情報を閲覧する環境にない方に対しては、重要な情報発信手段であると考えています。</p> <p>自治会運営を効率良く行うために電子化を進めていく際は、地区の状況に合わせて可能なところから取り入れていただけるよう支援方法を検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】                      市民協働推進課</p>	
	<p>・コロナ禍での学びの保障について</p> <p>■市では、国のGIGAスクール構想を受け、全ての市立小・中学校において、ICT環境の整備を進めており、学校における授業の充実に努めています。</p> <p>また、御家庭でもICTを活用して学習を進めることができるよう、デジタル教材や動画などの配信に向けて、研究を進めていきます。</p> <p>現在進めておりますGIGAスクール構想については、「児童・生徒1人1台の端末及び高速大容量ネットワーク環境を一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを持続的に提供すること」を目指すものです。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■令和2年11月に学校での動画撮影や作成方法、また、配信方法についての解説動画を作成し、通知することで、各学校で動画撮影・編集、配信ができるようになりました。</p>	<p>【教育総務部】                      教育総務課                      学校施設課</p> <p>【学校教育部】                      教育指導課                      教育研究所</p>	

意見1 自治会館の建て替えについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 沖戸田自治会</p> <p>■沖戸田自治会館は昭和57年7月に竣工（62.1㎡家屋）し、築38年が経過した。</p> <p>場所は、個人宅の敷地内を借り、会館自体の傷みも激しく床が抜けている状況である。そのため、建て替えを以前から計画し、土地の候補地等の検討を続けてきたが、難しい問題で検討が進まない上、土地を借りている地主からは、土地の返還を希望され、急を要する状況である。</p> <p>ぜひ、市の協力を頂き建築場所を探してほしい。</p>	<p>■自治会館を建て替える場合は、地域集会施設建設費等補助金を御活用いただけますので、補助金の活用や用地等の確保などについては、地区市民センター又は市民協働推進課に御相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見2 河川の氾濫対策等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 下津古久自治会</p> <p>■昨今では、各地において集中豪雨・ゲリラ豪雨など1時間に50ミリ～100ミリと50年～100年に一度という記録的短時間大雨に見舞われることが少なくない。令和元年の台風19号では、相模川上流の城山ダムで緊急放流が行われ緊迫した状況となった。</p> <p>その後、市が県に強く要請し、ダムの運用について、洪水対策として新たに多量の雨が見込まれる場合、3日前から事前放流を開始し、あらかじめダムの水位を下げることで氾濫リスクの低減を図るとの報道があった。大変有り難いことである。</p> <p>相川地区には小さな河川があり、少しの雨でも氾濫の危険性が高まる。洪水浸水ハザードマップでは、50センチ～3メートルの浸水想定地域である。</p> <p>市で管理する河川（玉川、笠張川、並木川等）についても川底の土砂を取り除くなどの氾濫対策を近隣市とも調整し、行政区域を超えて早急に実施してもらいたい。</p>	<p>■玉川は、一級河川のため県が管理を行っており、上流部において堆積した土砂の撤去作業等、河床整理が継続して行われていますので、御意見いただいた箇所についても、県に対し、河床整理を要望していきます。</p> <p>また、市で管理する河川（笠張川、並木川）については、並木川が合流する笠張川における平塚市との行政区間において、左岸側を厚木市、右岸側を平塚市が管理しています。</p> <p>河川断面を阻害する土砂の堆積は確認できませんでしたが、護岸に生育している樹木については、左岸（厚木市側）は8月に伐採を実施しており、右岸は管理している平塚市に対応を要望しています。</p> <p>今後についても、大雨時などにパトロールを実施するとともに適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■地元からの御意見を県に伝えましたところ、一級河川玉川については、酒井地区において護岸整備が計画的に進められており、最終的に河床の落差部分を解消した後に、上流部分の河床整理を予定しているとの返事を伺っています。</p> <p>また、11月に笠張川の右岸側の管理者である平塚市と下流部の管理者である県に対し、管理者として適正な維持管理を要望するとともに、12月上旬に河床部に繁茂する藻の除去を実施しました。</p>	【都市整備部】 河川ふれあい課、 下水道施設課
	<p>■地区内では、農地転用や区画整理事業により宅地化が進んでいる。</p> <p>また、ここ数年では異常気象なのか、記録的短時間大雨情報の発表を良く聞くようになった。</p> <p>農地（田）が減り、自然貯水機能が低下することで、集中豪雨に対応できなくなってしまうのではないかと感じている。</p> <p>雨水の処理について、調整池（遊水池）の整備をするなど対策をしてほしい。</p>	<p>■厚木市酒井土地区画整理組合が実施している土地区画整理事業では、治水対策として、調整池を整備する計画となっています。</p> <p>なお、調整池からの流出先が、金目川水系（並木川～笠張川～洪田川～鈴川～金目川）となっていることから、調整容量等について、流末河川の管理者である県と協議しております。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市街地整備担当】 まちづくり推進課

意見3 高齢者の健康と第2-2地区周辺開発事業について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 下戸田自治会</p> <p>■当地域は、平塚市の「北の核」として開発事業が進められているツインシティ大神に隣接している。</p> <p>ここ数年は、当地域も高齢者の比率が年々高まり、75歳以上の方は、平成30年148名、令和元年161名、令和2年173名と増加傾向にある。幸い、厚木市は高齢者の孤立防止や介護サービス、昨今は地域包括ケアシステム等の取組が進んでいるが、地域や民生委員、地域包括支援センターが手を差し伸べても、高齢者の悩みの解消や未病の改善はなかなか難しい。</p> <p>①保健福祉センターに設置されている「未病センターあつぎ」をもっと市民に広く周知し、健康に対する自己の意識啓発をしてもらいたい。また、利用者の健康状態を測定し病気を予防するだけでなく、疾病を早期発見・早期治療できるような情報提供や医療機関と連携した体制を充実させてほしい。</p>	<p>■「未病センターあつぎ」は、手軽に健康チェックができる健康度見える化コーナーとして平成28年度に開設し、皆様に御利用いただいています。</p> <p>令和元年度は、5,000人以上の方の御利用がありましたが、より多くの皆様にご利用いただけるよう、今後も広報や公民館だよりのほか、各種事業等の機会を捉えて周知を図るとともに、測定結果に基づき必要に応じて健康相談を受けていただく等、疾病の早期発見・早期治療につながるよう努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市民健康部】 健康づくり課
	<p>②現在、第2-2地区周辺開発事業のコンセプトメイキングに高齢者が利用者となる際の視点を加味し、高齢者が外出することの意味と価値を見出す場所を作ってもらいたい。（下戸田の高齢者が、こぞって行きたいと思う場所）</p>	<p>■中町第2-2地区に整備する複合施設は、図書館、（仮称）未来館及び市庁舎を始め、消防本部や国県の行政機関等の機能をもって構成し、施設整備の基本理念には、「いきいきと生きる日々、すてきな時間を過ごすことができるサードプレイスを目指して「いい日々、いい時間。」」を定めており、高齢者を始め、多様な人々が集まり、交流が生まれる施設となるものと考えています。</p> <p>下戸田の高齢者の皆様を始め、あらゆる世代の皆様にとって、居心地がよく、行きたいと思える場所となるよう、施設整備を進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市街地整備担当】 市街地整備課
	<p>③当地域の高齢者世帯の方が外出する時に、気になることは、やはり交通の便である。高齢者が気軽に外出することができるよう、戸田地区と第2-2地区周辺開発事業区の区間にコミュニティバスの導入を検討してほしい。</p>	<p>■今後の高齢社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の更なる充実を目指して取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、駅周辺における都市機能の充実と、駅へアクセスする路線バスについて、定時性や速達性を向上させ、快適に移動できる環境整備を進めていきます。</p> <p>なお、高齢者の外出支援については、路線バスネットワークを考慮しつつ、地域特性に合ったコミュニティ交通の考え方について、現在、策定を進めております（仮称）総合都市交通マスタープランの中で検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■高齢者の移動支援については、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」にコミュニティ交通導入計画を位置づけ、令和3年度から施策展開していきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見4 避難所について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 岡田第二自治会</p> <p>■水害時には、岡田地区の高齢者や要支援者は、最寄りの避難所である相川小学校まで歩いて避難することになる。</p> <p>しかし、小学校に行く道路が先に冠水する恐れがあり、歩いて行くのができないことが想定される。</p> <p>もう少し近くて・安全なところに避難所を開設してほしい。</p>	<p>■岡田地区の避難場所については、新たに避難所として開設ができるよう、県立厚木清南高校と調整を進めているところです。また、協定等を活用しながら、企業等を活用させていただくなど、他地域の例も参考に、身近な避難先が増えるよう調整をしていきます。</p> <p>また、コロナ禍での避難所については、より多くの開設が必要です。今までは公民館を始め小・中学校の開設をしていましたが、御自宅が安全な場合の在宅避難や親戚・知人宅への分散避難、また、車中泊避難ができる施設として文化会館と荻野運動公園を開放しますので、あらかじめ避難時の行動を御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、要支援者については、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、災害時における避難行動の支援を行っています。名簿の更新時期等の機会を捉え、ハザードマップ等を活用した避難行動の具体的な例を情報提供していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課  【福祉部】 福祉総務課

意見5 相模大堰管理橋（相模大堰人道橋）付近の安全対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 厚木リバーサイド自治会</p> <p>■令和2年3月31日に相模大堰管理橋（相模大堰人道橋）の通行が可能となり、通勤や通学、ウォーキングなどに利用でき、大変便利であると多くの喜びの声が聞かれた。</p> <p>その一方で利用者や地域住民からは、付近に照明が無いため、夜間になると暗闇となり危険で防犯上問題があるのではないかと心配する声も聞かれる。</p> <p>利用者が安全に安心して利用でき、犯罪抑止にもつながるよう、相模大堰管理橋に続く堤防遊歩道に防犯灯の設置と、管理橋の厚木側と海老名側に防犯カメラを設置してほしい。</p> <p>また、堤防遊歩道からリバーサイド内の市道へ降りることのできる出入口（厚木市のフェンスの切れ目約1.2m）がある。散歩をする人や自転車が勢いよく市道へ出てくるため、是非、扉を設置し安全対策をしてもらいたい。また、出入口付近の樹木2本を伐採し、見渡せるようにしてほしい。</p> <p>参考までに、厚木リバーサイド自治会では、地域住民の安心安全のため、この出入口と堤防遊歩道に向けて防犯カメラを設置している。</p> <p>以上、3点、防犯灯、防犯カメラ、出入口の扉と樹木の伐採の対応を願いたい。</p>	<p>■要望箇所の防犯灯と防犯カメラの設置については、現在、関係機関と調整を行っているところであり、引き続き、設置に向けて対応していきます。</p> <p>また、見通しを改善するための樹木の伐採については、状況を確認させていただき、地元の皆様と調整の上、対応を図っていきます。</p> <p>出入口の扉については、自転車等の急な飛び出しを防ぐため、安全対策として、ラバーポールの設置について調整していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■要望箇所の防犯灯及びラバーポールについては設置が完了しました。また、防犯カメラの設置については、現在、設置工事に向けて順次対応中です。</p> <p>樹木の伐採については、中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 セーフコミュニティ ティクラシ安全課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p>

意見1 交通マナーの向上と自転車走行空間の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 緑ヶ丘一丁目自治会</p> <p>■歩道を歩いていて、後ろから自転車にぶつけられたことがある。</p> <p>自転車が車道を通行するためのスペースがないため、歩道を自転車が走り、歩行者と接触する事故につながっている。</p> <p>本厚木駅周辺は、自転車走行空間が整備されたが、駅周辺以外の危険な場所は把握しているか。特に、厚木高校前（市道水引小野線）の坂道は、通勤・通学など通行量が多く、歩道部分を猛スピードで下る自転車が多数見受けられ、非常に危険な場所になっているため、厚木高校前から萱山交差点付近（市道水引小野線）までの間、自転車が車道を通行するための道路空間の整備をしてもらいたい。</p> <p>また、自転車運転のマナー啓発の取組を強化し、自転車利用者と歩行者の秩序化をしてほしい。</p>	<p>■自転車走行空間の整備形態については、自転車道W=2.0m以上、自転車専用通行帯W=1.5m以上、車道混在型(自転車の走行位置の明示)などがあり、道路幅員によって、整備形態が異なっています。</p> <p>現在の道路幅員では、車道混在での整備が考えられますが、理想としては、歩道とは別の独立した自転車道の整備です。現在進めている市道水引小野線の拡幅計画や（仮称）総合都市交通マスタープランの中で、自転車利用環境の整備について、協議、検討していきます。</p> <p>また、自転車運転のマナーについては、警察や交通関係団体と連携し、駐輪場等での啓発活動のほか、例年5月には、市内の高校等において自転車マナーアップキャンペーンを実施し、自転車利用者のマナー向上に努めているところです。</p> <p>今後についても、自転車利用者の交通ルールやマナー向上のため、効果的な啓発活動を実施すべく関係機関と連携を図っていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■自転車利用環境整備については、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」で、走行空間の整備や交通安全に対する啓発などの施策を位置づけ、関係部署と連携して令和3年度以降実施していきます。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p> <p>【まちづくり計画部】 都市計画課</p> <p>【道路部】 道路整備課</p>

意見2 分譲住宅等におけるごみ排出場所の確保とごみ戸別収集の早期実現について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 緑ヶ丘二丁目自治会</p> <p>■近年、緑ヶ丘地区では、100坪程度の敷地が売却された後、アパートや2～3棟の戸建て住宅が新築される例が見られる。</p> <p>アパートの場合は、敷地内の一角に専用のごみ箱が設置されているが、戸建て住宅の場合では、玄関前が駐車場で道路につながっていることが多く、建築業者はごみの搬出場所を考慮していない。</p> <p>今後、ごみの排出場所をめぐり、地域住民間でトラブルが懸念されるため、分譲地に家を建てる場合は、道路に面するところにごみの排出場所(60cm×60cm程度以上)を備えるという規定を設けてもらいたい。</p> <p>また、今後は、高齢者世帯が増えることが想定されることから、①ごみ集積所が遠い、②清掃当番があるところは、当番の方が高齢化で「ごみ集積所用折畳み式収納枠（以下「収納枠」という。）」の持ち運びや設置などが大変、③収納枠の修理や保管場所確保などの問題がある。</p> <p>当地区では、ごみの戸別収集は、高齢者の負担軽減などの観点からも大変有効であると思うので、早期実現をしてもらいたい。</p>	<p>■開発許可が必要な面積500㎡以上の宅地分譲等については、ごみ集積所の設置規定がありますが、開発許可不要の面積500㎡未満のものについては、把握することが困難であるため、事前に相談が寄せられた場合には、ごみ出しのマナーを守ってもらうなどお願いできることを伝えていきます。</p> <p>また、戸別収集については、ごみ出し負担の軽減や排出者責任の明確化、分別意識の向上などが図られ、ごみ減量にも寄与するものと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>

意見3 防災ラジオの普及について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 緑ヶ丘三丁目自治会</p> <p>■緑ヶ丘三丁目は県営住宅地であり、全ての住宅が3階から5階の建物となり、以前から配置されている防災無線ではお知らせなどが聞き取りにくい。エアコン使用中や豪雨のときは、特に聞き取れない。近年の住宅は、気密性も高くなり、聞き取りにくいのではないかと思います。</p> <p>集中豪雨などの自然災害の際には、少しでも早く正確な情報が必要となる。携帯電話を持っている方は情報を入手することもできるが、高齢の方は持っていないもなかなか使いこなせない場合もある。</p> <p>少し前に防災ラジオを購入し大変役立っている。少しでも多くの方が「防災ラジオ」を利用し、迅速で正確な情報を入手し、非常時の適切な判断につながるようさらに普及を進めてほしい。</p>	<p>■防災ラジオについては、市民の皆様への災害情報等の情報受伝達手段として、大変有効であると認識しています。</p> <p>防災ラジオの普及については、多くの市民の皆様が災害情報等を迅速かつ正確に受け取ることができるよう継続して有償配布を行うとともに、広報や市ホームページ、地元説明会等において、周知に努めていきます。</p> <p>また、災害情報等の情報受伝達手段については、防災ラジオのほかテレビのデータ放送など様々な手段を確保し、迅速かつ正確な情報の受伝達に努めています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p>

意見1 愛甲公民館駐車場の増設について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 坊中自治会</p> <p>■愛甲公民館の駐車場は、障害者用駐車場1台分を含めて11台分の駐車スペースがある。</p> <p>しかし、公民館活動に伴う会合や施設利用者等で駐車場の空きがなく、やむを得ず公民館北側に路上駐車しているのが現状である。</p> <p>愛甲公民館は愛甲小学校と併設されており、周囲の道路は安全確保のため駐車禁止の看板が設置されているが、公民館利用者の路上駐車が一因としてあるのか、この道路上に一般の商用車が時間を問わず休憩場所として利用し、稀に自動車が放置されることもある。</p> <p>数年前に駐車場増設についての提案がされたが、土地利用に関する法令の規定による制限があり、実現しなかった。</p> <p>近年、建設された公民館では、十分な駐車スペースが確保された理想的な施設ができているとのことで、愛甲公民館も何とか駐車可能台数を増やすことで、公民館利用者の利便性の向上や周辺道路の路上駐車の問題も解消されるのではないかと。</p>	<p>■駐車場利用台数の抑制対策としましては、通常の貸館業務では、利用者に対して館内掲示やチラシの配布等によって、自家用車の相乗りやバスなどの公共交通機関での来館の御協力を呼び掛けるなどの対応を図っています。</p> <p>また、公民館まつりなど多くの方の来館が見込まれる催しを開催する場合は、あらかじめ、近隣の土地をお借りして臨時駐車場を確保していますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更点はありません。</p>	【社会教育部】 社会教育課

意見2 片平地区避難所について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 片平自治会</p> <p>■現在、片平地区を含む南毛利南地区の大雨、台風等による指定緊急避難場所は、愛甲原児童館と船子老人憩の家となっている。</p> <p>しかし、どちらも当地区から2キロメートル以上離れており、避難所のスペースとしてはとても小さく、駐車場も狭いため、避難所としては不適當ではないかと。</p> <p>また、東名中学校体育館は、ハザードマップによれば0.5m～3mの浸水想定地域に立地している。片平地区は、0.5m未満の地域であり、水害が発生した場合は、わざわざ危険度の高い東名中学校体育館に行くよりも、自宅2階にいた方が良くはないかと。</p> <p>ただ、昨今の温暖化による異常気象を考えると、いざという時の避難所は確保してほしい。例えば、東名中学校の2階以上の教室の活用、また、地区内に高い建物を持つ民間の施設や神社仏閣等と協定を結ぶなどして、片平地区の身近な避難所について検討し拡充してもらいたい。</p>	<p>■浸水想定区域内の避難所であることやコロナ禍ということもあり、東名中学校については、教育委員会、学校とも調整を図り、2階と3階の教室を避難所として使用することとしました。</p> <p>また、避難所においては、密閉・密集・密接（3つの密）の状況が発生する可能性が高くなることから、事前にハザードマップ等で自宅付近の浸水リスクを確認していただき、自宅が安全な場合の在宅避難や親戚・知人宅への分散避難等について、検討していただくよう周知を図っているところで。</p> <p>更に、地域における避難場所として、地元の企業等の民間施設を活用させていただくことは、大変有効であると考えます。</p> <p>今後も引き続き、他の事例も参考に協定等を活用するなど、避難所の拡充について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見3 愛甲宮前公民館の建て替えと避難所指定について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 坊中第二自治会、愛甲宮前自治会</p> <p>■愛甲宮前公民館は1980年(昭和55年)3月に旧耐震基準で建築され、既に40年が経過しているため、建て替えが必要な時期になっている。多くの住民が利用する施設、災害時には防災拠点となるような安心、安全な施設として、市による建て替えと管理を提案したい。</p> <p>南毛利南地区の災害時の指定避難所は愛甲小学校と東名中学校が指定されているが、令和元年の台風19号の際には浸水の恐れがあるため、愛甲小学校は避難所として開設されず、愛甲原児童館、船子老人憩の家、東名中学校に避難所が開設された。</p> <p>ハザードマップでは両校とも田の中に建設されており、地震の時には液状化が起こり、水害、地震共に避難所としては不適當な場所ではないかと。</p> <p>愛甲宮前公民館は、立地上利便性がよく、高台のため水害時にも安全な避難場所として活用が可能である。東日本大震災の際には、帰宅困難者の避難所としても利用された。</p> <p>愛甲宮前公民館は市有財産ではなく、現在は自治会管理となっているが、防災拠点となるような、安心して利用できる施設として厚木市において建て替えを行い、市の財産として管理してもらいたい。</p>	<p>■南毛利南地区における指定避難所である愛甲小学校と東名中学校については、平成30年度に実施した地震被害想定調査において、浸水想定区域に立地するなど、避難にはリスクを伴うものの、2階以上の施設を使用するなど、災害種別や規模に応じた使い分けをすることで、使用が可能であると認識しています。</p> <p>なお、御要望のありました愛甲宮前公民館の建て替えについては、災害時の活用のみならず、地域の皆様にとって施設の在り方や利用方法など、全体的な視点で検討する必要があります。</p> <p>また、自治会館を市有財産として管理することはできませんが、地域集会施設を建て替える場合は、地域集会施設建設費等補助金を御活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課  【協働安全部】 市民協働推進課

意見4 宮前公園への公衆便所設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 坊中第二自治会</p> <p>■宮前公園は利便性が良いため、近隣の子ども達はもちろん、かなり遠くの子ども達も利用している。また地域の文化活動や交流の場所としても多くの方に利用されている。</p> <p>現在、公園内には便所がないため、子ども達は家に戻って用を足している。</p> <p>公園内には、既に、災害時に簡易トイレとして利用できるベンチが設置されているため、設備工事も容易ではないかと推察される。</p> <p>宮前公園利用者の利便性向上のため、公衆便所を設置してもらいたい。</p>	<p>■公園へのトイレ設置については、地域住民の皆様の御理解と御協力が必要となります。そのため、近隣住民の同意が必要になることから、該当箇所の自治会を通じて御要望をいただき、設置について調整をしていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■コープ野村自治会長と要望書の内容（設置位置等）について協議をし、後日要望書が市に提出される予定です。</p>	【都市整備部】 公園緑地課

意見5 保育園入園基準の見直しについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
子育て	<p>(1) パークハイツ本厚木自治会</p> <p>■一家庭から、二児を別々の保育園へ送迎することは、保護者にとって大きな負担となっている。 一家庭から二児を入園させる際、優先的に同一保育園へ入園ができるよう、入園基準や手続等について見直しをしてほしい。</p>	<p>■お子様が異なる保育所等に通わせる保護者様の負担が大きいことは認識しています。 保育所等の入所選考では、「厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」に基づき選考指数を定め、高位者順に入所者を決定していますが、兄弟姉妹と同じ園への入所を希望した場合は指数の加算を行い、兄弟姉妹が同一園へ入所しやすい選考になるよう配慮しています。 また、手続については、入所申請に際して、兄弟姉妹が異なる園であっても入所を希望するかを確認する欄を入所申請書に設けており、入所内定前には保護者様に連絡を取り、意向の再確認を行っています。 兄弟姉妹を異なる保育所等に通わせることは負担が大きいことから、複数の園を希望する兄弟姉妹の入所申請に際しては、引き続き、十分な説明を行ってまいります。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。</p>	【こども未来部】 保育課

意見6 防犯カメラの設置等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) パークハイツ本厚木自治会</p> <p>■当マンション進入路に隣接する船子宮の里公園と八幡公園は人通りが少なく死角が多い状況であり、特に船子宮の里公園の奥側は道路からは全く見えない。 昨年は不審者の目撃情報があり、マンション入口付近の駐輪場でバイクの盗難事件も発生した。 駐輪場での盗難事件はマンション敷地内に設置されている防犯カメラが捉えていたが、公園は撮影範囲に入っていなかった。 パトロールの強化や防犯カメラの設置などにより防犯対策の強化をしてもらいたい。 また、当マンション前の公道はマンション敷地内の街灯が防犯灯の役割を果たしている。また、公道に面するエントランスや駐輪場付近に設置している防犯カメラも地域の防犯対策に役立っているため、防犯カメラ等設備の運用資金(電気代、メンテナンス費用等)の行政支援をしてもらいたい。</p>	<p>■近年、公園では防犯や交通安全の観点から、繁茂した樹木により見通しが悪くなっている園路や出入口付近の剪定等の要望が多くなっているため、公園の防犯対策として、公園樹木の繁茂による見通しの悪さを解消し、死角を無くす取り組みを順次実施しています。 現在、公園等に防犯カメラを設置する計画はございませんが、自治会が通学路の見守りのため、公園内に防犯カメラを設置した事例もございます。 令和2年9月末現在で自治会が設置した防犯カメラは、18団体で計29台設置されています。自治会が防犯カメラを設置する際には、その設置費の一部を県と市で補助し、地域防犯力強化の支援を行っていますので、御活用いただきますようお願いいたします。 なお、防犯カメラ設置後の維持管理については、自治会にお願いしていますので、御理解いただきますようお願いいたします。 《中間報告以降の状況等》 ■船子宮の里公園と八幡公園の死角が多い状況については、樹木剪定実施済みです。防犯カメラ設置の補助等については、中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 セーフコミュニティくらし安全課  【都市整備部】 公園緑地課
	<p>(2) 愛甲宮前自治会</p> <p>■当自治会は駅に近いので、人や車の往来が多い地域である。消火器の安全ピンを抜かれたり収納箱を破損されたりするなどの悪質ないたずらや不審者目撃情報が散発している。 犯罪等の抑止効果を高めるため、スギ薬局の入り口道路脇の電柱に市において防犯カメラの設置をしてほしい。</p>	<p>■街頭消火器の設置については、修繕等も含め迅速な対応に努めているところですが、悪質ないたずら等による破損等については、設置場所等も含め、自治会とも調整を図りながら、連携して取り組んでいきます。 また、自治会が防犯カメラを設置する際には、その設置費の一部を県と市で補助し、地域防犯力強化の支援を行っていますので、御活用いただきますようお願いいたします。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課  【協働安全部】 セーフコミュニティくらし安全課

意見7 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 愛甲原自治会</p> <p>■愛甲原住宅は、50年以上前に分譲された住宅地ということもあり、家主と連絡のつかない空き家の問題に直面している。 長い間、空き家が管理されず放置された結果、外壁が傾き倒れてしまった所もあり、また、塀が倒れて通行人がいた場合には大きな事故になる可能性がある。その他にも、空き家の庭木が伸びて隣家にまで及ぶなど周辺的生活環境に悪影響がある。 これらの状況の改善が実感できるよう、引き続き取組をしてもらいたい。</p>	<p>■近隣に影響を及ぼしている空き家については、関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施するなど、状況の把握に努めています。 市では空き家情報について、庁内でデータベースを整備し、情報を共有していますので、近隣に悪影響を及ぼしている空き家については、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っています。 近隣の皆様に御迷惑が掛かっている状況にありましたら、個別に対応しますので御相談ください。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。</p>	【まちづくり計画部】 住宅課

意見8 愛甲原児童館の建て替えについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 愛甲原自治会</p> <p>■愛甲原児童館は、地理的に高台に位置し、南毛利南地区の指定緊急避難場所として指定されている。風水害が発生した際の避難所として最適な場所にあるが、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>令和2年度はシロアリが大量発生し駆除はしたものの傷みが激しい状況で、避難所としての安全性が問われる。</p> <p>日頃の子どもたちの交流の場としてだけでなく、非常時には避難所となるような機能を持たせ、安心・安全な施設として、愛甲原児童館を建て替えてほしい。</p>	<p>■愛甲原児童館の施設の老朽化等の現状については、十分認識しており、修繕等が必要な箇所については、優先的に対応しています。</p> <p>建て替え等再整備の方向性については、厚木市公共施設最適化基本計画等に基づき、昨年度実施した公共施設の劣化度調査の結果や各施設の立地環境、機能面での課題点など現状を整理しているところです。</p> <p>特に、老人憩の家（42施設）、児童館（38施設）、公民館（16施設）、小・中学校（36施設）については、地域コミュニティの拠点であり、公共施設の施設類型ごとの方向性に基づいた具体的な取組を推進するため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を定めていきます。</p> <p>今後については、市民の皆様様の御意見を伺う市民参加手続を経て、令和2年度中に計画を策定していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■公共施設の今後の方向性を定める計画については、令和2年度中の策定を予定していましたが、市民の皆様様に御理解をいただきながら、より丁寧に進めるため、策定スケジュールを見直し、令和3年中に策定することとしました。</p>	<p>【政策部】 行政経営課</p> <p>【こども未来部】 青少年課</p>

意見9 愛甲石田駅前自転車駐輪場の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 愛甲原自治会</p> <p>■愛甲石田駅前の自転車駐輪場を契約し利用するには、3～4か月ほどの待ちがあるほど空きがない状況である。</p> <p>契約まで待たず、周辺への迷惑駐輪につながることも考えられるため、この状況を改善し快適に利用できるように、2階建ての屋根付き駐輪場として整備してほしい。</p>	<p>■愛甲石田駅付近の市営駐輪場は3か所あり、以前は、契約し定期利用に至るまでお待ちいただく状況でしたが、現在では改善され、9月末現在では、自転車79台、バイク17台空きがある状況でした。</p> <p>民営にも空きがあることから、供給量は足りていると認識しており、現段階において市営駐輪場を2階建て等へ整備する予定はありません。</p> <p>今後についても、駐輪場の需要について状況把握に努めていきます。</p> <p>また、迷惑駐輪の防止については、引き続き、放置自転車整理員による警告札の取り付け等により防止を図っていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p>

意見10 バス路線の運行について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 愛甲原自治会</p> <p>■車を持たない高齢者などが愛甲原住宅から本厚木駅まで移動する場合は、愛甲石田駅までバスに乗り、電車で乗り継いで移動することになる。</p> <p>以前は、愛甲原住宅からぐみだ経由の本厚木駅行きのバスがあったが、現在は廃止されている。</p> <p>地域住民の利便性向上のため、この路線に再び路線バスの運行をしてもらえよう要望してほしい。</p>	<p>■ぐみだ経由の本厚木駅行の路線バスについては、需要の減少などの理由により廃止された経緯があることから、バス事業者による運行の再開は難しいものと考えられますが、地域から要望があることを事業者伝えていきます。</p> <p>愛甲原住宅については、愛甲石田駅行きのバス路線が主要な公共交通機関となっていることから、その定時性、速達性の向上を図ることにより、移動しやすい交通環境づくりを進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■御要望をバス事業者に伝えましたが、需要が見込めないと運行再開は難しいとの回答でした。</p>	<p>【まちづくり計画部】 都市計画課</p>

意見1 外周道路に植栽された街路樹の維持管理について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 森の里地区自治会共通</p> <p>■森の里地区の住宅地を外周する市道森の里環状線には、トチノキが約350本植栽され、若葉、花、紅葉と年間を通して魅力が豊富であり楽しませていただいている。</p> <p>しかし、多くの木々は、樹齢が40～50年と推測され、樹形を保つ樹木は約70%、枯木と化したものが30%となり伐採がされている状況です。約70%の樹木の中には、幹や枝が枯れた不健全なものが相当数あり、いずれ枯木になるものと思われる。また、植樹帯には、シャリンバイが植栽されているが、一部区間で欠落している。</p> <p>道路里親制度などのボランティア団体により花壇を管理している場所もあるが、欠落範囲が広くボランティアだけで管理しきれない状況である。</p> <p>①森の里の良好な景観を確保するため、トチノキが健全な状態を保つための樹木管理（施肥など）をしてほしい。</p> <p>②植樹帯の欠落箇所への低木補植をしてほしい。</p> <p>③森の里中学校前の信号機がある交差点付近で、枯木でもないのに枝落としではなく地際伐採した理由は何か。</p> <p>④地際伐採で切り株が残る跡地の植栽計画はあるか。</p> <p>⑤信号機、道路標識、街路灯等がある場所の樹木伐採を計画しているのか。</p> <p>⑥外周道路以外の宅地に近接した街路樹についても伐採を計画しているのか。</p>	<p>■①②街路樹の管理については、令和2年度末までに維持管理計画を策定し、管理を行っていきます。</p> <p>③森の里中学校前の信号機がある交差点付近の街路樹については、より広い交通視距を確保するために伐採をいたしました。</p> <p>④除根後、植栽樹の処理を行っていきます。</p> <p>⑤交差点付近の街路樹については、信号機、道路標識などが見えにくくなるなど、各道路付属施設に影響を及ぼすようであれば伐採等を行っていきます。</p> <p>⑥森の里地区の街路樹の管理については、樹木の再整備を含め、地域の方々と協議を行いながら検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路維持課

意見2 「四季の路」街路樹ツリーサークルの防草対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 森の里地区自治会共通</p> <p>■「四季の路」には、各所に高木の根回りを保護するためツリーサークルが設置されている。「四季の路」は、「厚木ぐるっと」が委託業務で除草作業を年数回にわたり除草しているが、繁殖力の強い雑草が繁茂しているため、草がない状態を維持することが困難な状況である。</p> <p>数年前に植栽樹へ防草砂を敷き詰めた対策が試験的に行われたが、透水性があり樹木への悪い影響は確認されていないため、除草に係る経費軽減ができ、防草砂などによる防草対策を段階的に実施してほしい。</p>	<p>■植栽樹等の防草対策については、根上がり対策等の実施計画もあることから、樹木の再整備を含め、地域の方々と協議を行いながら検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路維持課

意見3 愛名隧道付近の歩道と斜面整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 森の里地区自治会共通</p> <p>■森の里からトンネルを抜け愛名へ通じる道路の歩道は、両側から雑草が生い茂り、歩道幅が半分程度に度々狭くなる。</p> <p>この歩道は、厚木西高や松蔭大学の学生の通学路でもあるが歩道幅が狭く、雨天時には滑りやすいなどの事情もあり道路左側を自転車で並走する場面が見受けられ危険である。さらに周囲は樹木が生い茂り、特に夜間は交通上のみならず防犯上も問題がある。</p> <p>また、この道路の斜面は、急傾斜でかつ樹木や竹が生い茂り一部折れて垂れ下がるもの、倒れ掛かり道路にはみ出している樹木もある。当該道路は徒歩、自転車、バイク、車などの交通量も比較的多く、はみ出した木々による交通障害への対策が必要である。</p> <p>また、森の里側から当該トンネルを通過した直後、下古沢緑地の駐車場が道路を挟み反対側にある。道路との境界は垣根となっているが、出入り口は狭く垣根が高いため、駐車場から道路へ出る左右確認は、車のフロント部を半分程度道路に突き出して確認する必要があり大変危険である。</p> <p>利用者等の安全のため、垣根の高さを低くするか撤去する、または防護柵に変更してほしい。</p>	<p>■愛名緑地の駐車場については、見通しが良くなるよう公園管理者に対応を依頼しています。</p> <p>植栽帯については、令和2年度末までに維持管理計画を策定し、管理していきます。</p> <p>道路の通行に支障のある垂れ下がってきた竹等については、道路パトロール等により早期発見に努めるとともに、地権者等に撤去を依頼など適切に対応していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■駐車場や歩道等の草刈りを実施しました。</p>	【道路部】 道路維持課

意見4 公園法面からの土砂流出防止について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 森の里二丁目自治会</p> <p>■森の里地区の各自治会館は、「四季の路」に隣接した場所であり公園と併設された立地となっている。また、災害時には地区住民の避難前の集合場所であり、「四季の路」は避難経路としての利用も想定される。</p> <p>森の里二丁目自治会館には、南側にかぜの子公園があり、東側には、南北に「四季の路」があるが、かぜの子公園が山の傾斜を利用した公園であることから、雨による法面浸食があり、「四季の路」の遊歩道に土砂が流出している現状である。</p> <p>また、遊歩道の階段西側は、法面が崩れ、コンクリートのブロック縁石の基礎から下がえぐられている状況である。</p> <p>①「四季の路」に流出している土砂を撤去し、「四季の路」へ土砂が流出しないよう土留めを設置してほしい。</p> <p>②階段にコンクリート縁石が落下しないよう、法面補強をしてほしい。</p>	<p>■かぜの子公園については、山の斜面を利用し自然の地形を生かしながら整備された公園となっているため、土の法面のままという場所もあります。</p> <p>御指摘の「四季の路」の遊歩道に土砂が流出している状況や、法面の崩れについては、流出土砂の撤去や土留めの設置等、対応していきます。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■令和2年度中に実施予定です。</p>	【都市整備部】 公園緑地課

意見5 公園砂場の衛生対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 森の里地区自治会共通</p> <p>■公園の砂場が更新後5年ほどが経過し砂が減ってきている。また、砂場内から動物のふんが確認されている。</p> <p>砂場の衛生検査を実施し、検査合格の場合、不足している砂の補充をお願いしたい。また、不合格の場合は、消毒などを行い、砂場の砂を入れ替えてほしい。</p> <p>砂場への動物の排泄を防ぎ良好な衛生状態を保てるような対策を検討してほしい。</p> <p>森の里地区以外の公園や保育所等において、砂場の衛生対策（カバーやネット、フェンス等）について教えてほしい。</p>	<p>■公園の砂場については、人気も高く子どもの発育においても、重要な遊具施設であると考えています。</p> <p>しかしながら、野良猫などが砂場に排泄することで、衛生状態について問題となる部分もあることから、市では毎年砂場における大腸菌等の検査を実施し、砂の入替えや補充を実施しています。</p> <p>森の里地区の公園の砂場についても、砂を入れ替えてから年数が経過しているため、順次砂の入替えや補充を実施し、適正に管理していきます。</p> <p>また、砂場の衛生対策については、ネットを設置している公園もありますので、砂場の大きさ等を考慮したうえで設置していきます。</p> <p>なお、公立保育所における砂場の衛生対策については、児童が遊ぶ前に職員が安全対策チェックリストに基づき、犬や猫のふんがないか等を確認してから使用しており、民間保育所においても同様に対応しています。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【こども未来部】 保育課  【環境農政部】 生活環境課  【都市整備部】 公園緑地課

意見6 若宮公園の倒木処理について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 森の里地区自治会共通</p> <p>■令和元年の台風15・19号により公園内の樹木が倒木、傾木、幹折れが多発し、園路に影響がある箇所等の伐採対応は、早期に実施していただいた。</p> <p>しかし、園路以外の場所は、現在もその傷跡が手つかずのまま残っているものがある。また、風月亭周辺の樹木群は、以前のフリートークで、大きくなっている周辺の樹木は必要に応じて伐採すると回答されたが、伐採が行われなかったため、令和元年の台風により、周辺樹木に大きな被害が発生してしまった。</p> <p>また、樹木のほかに、梅園から原っぱ広場方面の連絡路として、プラ擬木の階段が設置されているが、長年の雨水による浸食で、土面が掘れ下がり階段横木だけ浮くような箇所が数か所あるため、公園利用者がつまづき、けがにつながる危険性がある。</p> <p>①梅園とD51広場の北側は、もともとの里山を利用した整備がされていることから、周辺施設とのバランスを考え、保存樹木の選定、不要樹木の伐採や枝落としなどを、現状の植生を維持する方法を、専門的な見地から広く意見を聴き、有効な対策を検討してほしい。</p> <p>②伐採した樹木等の処理費用軽減のためか、伐採樹木が公園の林内に放置されたままとなっているが、傾斜地に置かれたものも散見され崩れ落ちる心配もあるため、撤去してほしい。また、擬木階段については、掘れにくく透水性がある防草砂や砂利敷などを検討し補修してほしい。</p>	<p>■令和元年の台風15号と19号では、市内の公園においても倒木等の被害があり、若宮公園ではトイレ屋根の破損と樹木損傷の被害がありました。復旧作業については、園路への影響や危険因子の除去を優先して実施していますので、それ以外の場所につきましては、今後周辺施設とのバランスを考え、不要樹木の伐採等について検討していきます。</p> <p>擬木階段については、風月亭の南側を令和2年8月に修繕を実施しました。他の場所についても、砂利敷等の補修を順次実施していきます。</p> <p>また、伐採樹木が公園の林内に放置されたままとなっている状況については、公民館側のトイレの東側斜面に残置されていた伐採樹木について処分しました。他の場所についても順次実施していきます。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■風月亭周辺の樹木群については、令和2年10月に7本を伐採しました。</p> <p>風月亭の南側以外の擬木階段の補修については、令和2年度中に実施予定です。また、伐採樹木が公園の林内に放置されたままとなっている状況についても順次処分していきますが、引き続き、実施していきます。</p>	【都市整備部】 公園緑地課

意見7 ふじだな公園の藤棚の管理について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 森の里五丁目自治会</p> <p>■森の里五丁目自治会館の裏手にあるふじだな公園には、その名の通り、立派な藤棚がある。我々が移り住んできた当初は、時節になると、藤棚は藤の花がたくさん垂れ下り、美しい景観が楽しめた。</p> <p>しかしながら、最近では、藤棚上に藤蔓が繁茂し、藤の開花時期となっても藤の花は、藤棚から垂れ下ることはなく、藤棚の上に花をつけ、せっかくの藤棚が台無しとなっている。</p> <p>藤の開花時期は、つつじの開花時期と重なるため、つつじの丘公園に来られた方が、ふじだな公園に藤の花も見に来るが、がっかりして帰る。藤の剪定は高所作業になることと剪定要領が分からないため、手をつけられない。</p> <p>つつじまつりを側面からサポートすることにもなるので、藤の剪定を行い、往年の藤棚の景観を取り戻してほしい。</p>	<p>■ふじだな公園については、藤棚の伸びた枝・弦の剪定や広場の除草を実施いたしました。</p> <p>令和元年には地域にお住まいの有志の方々から、ボランティアによる藤棚周辺的环境整備を行いたい旨の申出をいただきましたので、今後のふじだな公園の藤棚の管理については、市が藤棚周辺を含めた除草や剪定を実施した上で、有志の方々の御協力をいただきながら地域の憩いの場としての活用ができるよう、進めていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■引き続き、ふじだな公園の藤棚の管理について、地域ボランティアの方々と調整を図り進めていきます。</p>	【都市整備部】 公園緑地課

意見8 森の里五丁目自治会館裏の傾斜地の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 森の里五丁目自治会</p> <p>■森の里五丁目自治会館の裏手は、急傾斜となっており、大きな樹木がある。過去に倒木があり、ひやりとしたことがあったが、幸い、自治会館と防災倉庫に被害はなかった。しかし、現状のままでは心配が絶えず、土砂の流出や倒木が生じると被害を受ける可能性が高い状況である。</p> <p>こうした危険性があるため、災害時における「一時避難所」として利用することができず、隣接の児童公園(他に選択肢がないため)を「一時避難所」としている。晴天で温暖な気候時であれば屋外でも良いが、荒天時の「一時避難所」が屋外というのは問題がある。</p> <p>当該地は、県の土地のようだが、市から県のしかるべき部署に急傾斜地の整備を申し入れてほしい。</p>	<p>■当該地については、県立森林公園の敷地の一部として管理されている土地となることから、災害時における地域の避難場所を確保するため、急傾斜地の安全対策について、担当部署への働きかけを行い、対応を依頼しているところです。</p> <p>今後については、県との情報連携を図り、対応等の進捗を注視するとともに、必要に応じて地域へ情報提供していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■県担当課へ情報提供したところ、令和3年度に状況把握のための調査を実施すると報告を受けています。</p>	【市長室】 危機管理課

意見9 野良猫増加の防止対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 森の里地区自治会共通</p> <p>■森の里地区の住環境は、戸建てが多くベランダの下などに野良猫が隠れられるスペースが多いため、発情期の声やかましく、ネズミの死骸や糞などが放置されて不衛生等の苦情が増加していた。</p> <p>これまで自治会では、かつて地域住民の協力を得て捕獲器を設置して捕獲し、去勢・不妊手術後に放す対策を実施したが、現時点ではその効果が薄れて数が増えている。自治会単位で行っても隣の住宅地に逃げ込む等で、総数を減らすにはなかなか至らず、森の里地域全体で一斉に行わないと効果が薄いのではないかと考えられる。</p> <p>①市として、野良猫等の対策をどのように考えているか。 ②捕獲器と要員、去勢不妊手術に対し獣医の協力が必要となるが、業者依頼を含めた費用負担を検討してほしい。</p>	<p>■野良猫の対策については、不妊・去勢手術を行うことで繁殖を防ぎ、飼い主のいない猫の数を減らしていくことが対策の一つであると考えていますが、今後については、獣医師会・ボランティア・NPOなどの協力を含め、自治会内にお住まいの方々がお互いに気持ちよく生活できるような環境づくりのため、自治会長や皆様と共に解決に向けた取組を進めていきます。</p> <p>なお、業者依頼を含めた費用負担については、地域の猫の情報を把握することが重要であることから難しい状況ですが、不妊・去勢手術の費用については、市で助成を行っており、現在、協定を締結している22か所の動物病院で助成を御利用いただけます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【環境農政部】 生活環境課

意見10 新型コロナウイルス感染防止を踏まえた避難所運営等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p><b>(1) 森の里地区自治会共通</b></p> <p>■森の里地区は高台に位置し近隣には大きな河川もなく、ハザードマップが示すように、水害・地震・土砂災害に対する安全性は高く、災害に強い「まち」と言える。</p> <p>その反面、森の里へのアクセス道路（トンネル）は少なく、交通手段は車に限定されるため、道路が寸断されると孤立する危険性があり、水や食料や生活物資は1週間以上の備えが必要とされる。</p> <p>災害発生時の新型コロナウイルス感染症との複合災害下においては、3密対策を踏まえた避難行動が必要となり、有識者によれば指定避難所への避難（森の里小・中学校）の他、在宅避難・分散避難を状況に合わせて対応するのが適切であるとの見解が出されている。</p> <p>森の里地区においては、小・中学校（指定避難所）以外にも厚木西高校や松蔭大学、企業の研究開発施設と連携がされれば、地域住民にとっては有力な分散避難先となり、より柔軟な避難体制をとることが可能となると思われる。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止を踏まえた避難方法として、森の里地区企業の駐車場や施設に御協力いただき、車で避難ができる場所を確保してほしい。</p>	<p>■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、災害時における避難についても、新たな避難のあり方等を検討する必要があり、ソーシャルディスタンスの確保等から、多くの避難場所を開設することが必要です。</p> <p>様々な避難方法を検討するに当たり、車での避難場所の確保について、地元の企業等を活用させていただくことは、大変有効であると認識していますので、協定の締結も踏まえ、今後調整をしていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課
	<p>■被災時の初動対応は、住民や要支援者の安否確認・災害情報の入手（交信）・緊急避難指示の伝達、避難所の設定などで、一般の電話やメール、SNS等の通信手段では、キャリアの状況によっては連絡が取れない事例が多々報告されている。</p> <p>しかし、初動対応は極めて重要であり、迅速な情報入手と関連部門への連絡指示・調整のための災害に強い通信環境を急いで構築する必要がある。</p> <p>現在、非常時でも確実性の高い通信手段として、ハイパワー・トランシーバー等の検討を進めており、避難所運営委員会の正副委員長他役員・各自治会長が所持する同機種トランシーバーを、地区ブロック長にも支給し、迅速な連絡が密にとれるような改善が必要ではないか。</p> <p>また、災害時の情報収集・連絡手段として、市からの防災無線・防災ラジオ・市HPでの情報提供のあと、地区として迅速な対応を図るには、どのような情報伝達の方法が有効であるかご教示頂きたい。</p>	<p>■地域における災害情報収集の拠点となる地区市民センターには、災害対策本部等と連絡がとれるMCA無線を設置しています。</p> <p>また、避難所となる小・中学校には、災害時に避難者や帰宅困難者が無料で使用することができる特設公衆電話も配備しています。</p> <p>このほか、市が発令する避難情報を収集する手段として、防災行政無線や防災ラジオ、テレビのデータ放送、FMラジオに加え、緊急速報メールを利用し、3大キャリア（ドコモ・au・ソフトバンク）の携帯電話、スマートフォンをお持ちの方に強制的にメールを送信するなど、市民の皆様確実に情報が伝わるよう様々な情報の提供に努めています。</p> <p>なお、トランシーバーを活用した情報の受伝達については、関係者相互の連絡方法として大変有効であると考えますが、各地域の関係者へ配備することは大変困難であることから、地区市民センターや避難所を地域の情報受伝達の拠点とするなどの対応をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、地区としての情報伝達の方法については、自治会内連絡網を活用した御近所どうしの声掛け（避難の呼び掛け）を始め、地区内の避難所や地区市民センターへ地区住民に向けた情報掲示板の設置などが有効な方法だと考えられます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課  【協働安全部】 市民協働推進課

意見11 情報通信技術(ICT)の活用の推進について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
学校教育	<p><b>(1) 森の里地区自治会共通</b></p> <p>■現在、新型コロナウイルスの感染が収まりを見せず、不安な社会生活が続いている中で、経済活動や教育現場においては、人と人との接触が制限されている。</p> <p>このような状況で、従来どおりの効率や成果を得るためには、情報通信技術(ICT)の活用が欠かせない。</p> <p>特に、教育現場でICTの活用が進めば、勉学面では十分な対応が可能ではないか。次の施策を検討してほしい。</p> <p>①小・中学校におけるオンライン授業の推進(とりあえず、モデル事業)</p> <p>②PC、タブレット等を生徒全員に配布(貸し出し)の推進。</p> <p>③PC、タブレット等の活用法の教育。</p> <p>④オンライン授業ができる教員の育成。</p> <p>また、教育現場に限らず、市の窓口業務のオンライン化も進めてほしい。業務の安全性や利便性が高まるのではないか。</p>	<p>■市では、国のGIGAスクール構想を受け、全ての市立小・中学校において、ICT環境の整備を進めており、学校における授業の充実に努めています。</p> <p>また、御家庭でもICTを活用して学習を進めることができるよう、デジタル教材や動画などの配信に向けて、研究を進めています。</p> <p>現在進めておりますGIGAスクール構想については、「児童・生徒1人1台の端末及び高速大容量ネットワーク環境を一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを持続的に提供すること」を目指すものです。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■令和2年11月に学校での動画撮影や作成方法、また、配信方法についての解説動画を作成し、通知することで、各学校で動画撮影・編集、配信ができるようになりました。</p>	【教育総務部】 教育総務課、 学校施設課  【学校教育部】 教育指導課、 教育研究所
	<p>■行政手続のオンライン化は、新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与するとともに、市民の皆様の利便性の向上が図られるものと考えています。</p> <p>現在、公共施設予約やイベント予約を始め、利用ニーズが高く申請件数の多い業務については、オンライン化しており、その他の手続等についても可能なものから電子申請システム等による受付を順次進めています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 情報政策課	